

令和8年 第2回沼田町議会定例会 会議録

令和 8年 6月18日(木)

午前10時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	10番	小 峯	聡	議員	1番	畑 地	誉	議員
	2番	篠 原	暁	議員	3番	鵜 野	範 之	議員
	4番	久 保	元 宏	議員	5番	三 浦	実 希	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	大 沼	恒 雄	議員	9番	上 野	敏 夫	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	横 山	茂 君	教 育 長	三 浦	剛 君
監査委員	高 田	勲 君	農業委員会長	中 村	宗 寛 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原	秀 史 君	総務財政課長	小 玉	好 紀 君
産業創出課長	岡 田	敏 行 君	農業推進課長	前 田	昌 清 君
住民生活課長	亀 谷	良 宏 君	建設課長	瀧 本	周 三 君
保健福祉課長	荒 川	幸 太 君	和風園園長	山 下	広 大 君
旭寿園園長(なごみ施設長)	安 念	昌 典 君			

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 赤 井 圭 二 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 神 薺 太 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 按 田 義 輝 君 書 記 大 山 勇 太 君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	予算等審査特別委員会審査報告
	議長の諸般報告
	産業福祉常任委員会所管事務調査報告（高齢者福祉の将来像）
	議会改革調査特別委員会中間報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度沼田町一般会計補正予算専決第2号）
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
報告第1号	繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（一般会計）
報告第2号	株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
議案第42号	沼田町特別職報酬等審議会条例について
議案第43号	沼田町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例について
議案第44号	沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第45号	町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第46号	沼田町防災行政無線設備更新工事（子局設備等）の請負契約について
議案第47号	除雪ドーザ購入事業に係る物品の購入契約について
議案第48号	令和8年度沼田町一般会計補正予算について
議案第49号	令和8年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第50号	令和8年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第51号	令和8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第52号	令和8年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第53号	令和8年度沼田町水道事業会計補正予算について
同意第2号	農業委員会委員の任命について
同意第3号	農業委員会委員の任命について
同意第4号	農業委員会委員の任命について
同意第5号	農業委員会委員の任命について
同意第6号	農業委員会委員の任命について
同意第7号	農業委員会委員の任命について
同意第8号	農業委員会委員の任命について

- 同意第 9 号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 10 号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 11 号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 12 号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 13 号 農業委員会委員の任命について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 54 号 町道更新幹線舗装補修工事の請負契約について
- 議案第 55 号 緑町団地 B 棟長寿命化改修工事の請負契約について
- 議案第 56 号 配水池等計装装置更新工事（更新ポンプ場）の請負契約について
- 議案第 57 号 沼田浄化センター耐震補強・屋根改修工事の請負契約について
- 陳情第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情について
- 陳情第 2 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情について
- 意見案第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）について
- 意見案第 2 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）只今から令和 8 年第 2 回沼田町議会定例会を開会します。只今の出席議員数は 10 人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聡議長）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、7 番、長野議員、8 番、大沼議員を指名いたします。

(会期の決定)

○議長（小峯聡議長）日程第 2、会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。

○鵜野委員長（鵜野範之委員長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、鵜野委員長。

(議会運営委員会報告 鵜野委員長登壇)

○鵜野委員長（鵜野範之委員長）おはようございます。令和 8 年第 2 回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を申し上げます。去る 6 月 11 日、午後 2 時から議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。事務局より、今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出される案件は、議長の諸般報告 2 件、委員会報告 2 件、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告、専決 3 件、報告 2 件、条例制定 1 件、条例改正 3 件、工事請負契約 1 件、物品購入契約 1 件、令和 8 年度会計補正予算 6 件、同意 12 件、諮問 1 件であります。また、一般質問は 5 件の通告があり、うち、町長に対して 4 件、教育長に対して 1 件であります。このほか、閉会中に議長に提出されました陳情 3 件のうち 2 件を上程するものとして、意見の一致をみたところであります。以上の付議案件全般について、審議しました結果、今定例会は、本日 18 日から 19 日までの 2 日間とすることで、意見の一致をみております。以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日 18 日から 19

日までの２日間にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から１９日までの２日間に決定しました。

（ 議長 の 諸般報告 ）

○議長（小峯聡議長）日程第３、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査報告書を提出いたしましたのでご覧願います。

（ 産業福祉常任委員会 所管事務調査報告 ）

○議長（小峯聡議長）日程第４、産業福祉常任委員会 所管事務調査報告（高齢者福祉の将来像）を議題といたします。委員長の報告を求めます。

○伊藤委員長（伊藤淳委員長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、伊藤委員長。

（ 産業福祉常任委員会 所管事務調査報告 伊藤委員長登壇 ）

○伊藤委員長（伊藤淳委員長）おはようございます。産業福祉常任委員会より所管事務調査報告をいたします。本委員会は、申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第７７条の規定により報告する。

〔以下、議案報告書を朗読〕

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りします。本件は、委員長報告のとおり、受理することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり受理することに決定しました。

（ 議会改革調査特別委員会 中間報告 ）

○議長（小峯聡議長）日程第５、議会改革調査特別委員会 中間報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。

○畑地委員長（畑地誉委員長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、畑地委員長。

(議会改革調査特別委員会中間報告 畑地委員長登壇)

○畑地委員長（畑地誉委員長）議会改革調査特別委員会委員長、畑地です。中間報告の方を述べたいと思います。本委員会に付託された次の案件について、会議規則第47条第2項の規定による次のとおり中間報告とします。

[以下、議案報告書を朗読]

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○8番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）8番、大沼です。質疑をさせていただきます。括弧3の議会定数について質疑をいたします。議会改革調査特別委員会の中間報告について、私も一人の委員の立場から、その審議の手続きについて質疑させていただきます。本委員会は全員による特別委員会ですが、委員会の中間報告とは審査の経過を報告するプロセスに過ぎず、本会議の最終の決定を何ら拘束するものではないはずと私は認識しています。しかし、今回の中間報告は早い段階で5対3という多数決による1名削減を決定とし処理されています。来年の改選期や報酬審議会の都合があるとはいえ、議員報酬の見直しを切り離し、定数削減だけを先行させることは、なり手不足をむしろ悪化させるのではないかという懸念が指摘されているところであります。地方自治法を研究する学識経験者や全国の議会改革を分析する専門家の間でも、報酬などの環境整備を伴わない単なる定数削減は議員の多様性を失わせ、なり手不足をさらに深刻化させる逆効果にしかならないという見解が提示されています。そこで、質問になりますけれども、定数を減らすだけでどのようになり手不足が解消されるのか、委員長の見解を伺います。2つ目、このように当初の目的と手段が逆行しかねないという懸念を残したままでは、今後の報酬審議との整合性が取れなくなるのではというリスクについて、どのような見通しを立てているのか委員長の見解を伺います。また、審査の途中である中間報告の段階において、多数決によって既成事実化を図るような進め方が適切であると考えているのか、委員長の見解を伺います。

○議長（小峯聡議長）はい、畑地委員長より答弁願います。

○畑地委員長（畑地誉委員長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、畑地委員長。

○畑地委員長（畑地誉委員長）もう一度確認させていただきたいのですが、2点目の報酬との整合性というのですか、それがちょっと意味合いが掴めなかったのもう少し補足していただければと思います。一番最初にちょっと申し上げたいのは、特別委員会はあくまでも全員で参加して、その中の意見を集約したその中身の報告であります。必要があるときに中間報告ができるというような規定に基づいてさせてい

ただいております。既成事実という言葉が出てきましたけれども、委員会採決については、最終的な報告の中で本来行ふべきものなのかもしれませんけれども、中間報告という形でこういったプロセスで決定が決まったというようなことを町民のみなさんをはじめ、理事者或いは報道機関まで言うとは大げさかもしれませんけれども、世の中に知らしめることは何ら私は問題はないという風に考えておりますし、まして、その特別委員会の中で決まったことについての疑問、質問というのですかね、これは個人的な意見の表明に過ぎなくなります。討論でしたら、反対討論等でやっていただいて全然結構なんですけれども、委員会の中間報告で個人の意見をぶつけてくるということには私はならないのかなという風に思っております。２番目と３番目をもうちょっと捕捉していただかないと答弁に困るんですけれども。

○８番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、大沼議員。

○８番（大沼恒雄議員）今のあの、畑地委員長の答弁はかなり意見が入っているかと私は思うので、あくまで質疑に徹底していただきたいので、議長よろしくお願ひします。補足説明ということで、当初の目的と手段が逆行しかねないという懸念を残すということは、定数を削減することにおいて、報酬の審議をしないでセットで考えていかない場合、今後の報酬審議の整合性が取れなくなるということはあくまでセットで考えているものの考え方を伝えているという風にご理解ください。それから３番目の既成事実化を図るような進め方ということが引っ掛かったのでしょうか。このことはですね、なぜこのような言い方をしたかと言いますと、あくまで中間報告ということをご理解していただきたい。要は、本会議において委員会が議会の本会議で決定することに対して、これは口を出すということになると越権行為になるという。自治法の第１０９条、第１１２条の越権行為に抵触する恐れがあるのと同時に、地方自治法第８９条、議会としての最終な決定権は本会議だけとなっていますので、そこを根拠として委員長の方に今お尋ねしているところであります。あとはどうですか。足りますか。

○畑地委員長（畑地誉委員長）はい。

○８番（大沼恒雄議員）じゃあ、よろしくお願ひします。

○畑地委員長（畑地誉委員長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、畑地委員長。

○畑地委員長（畑地誉委員長）報酬のことについてはですね、今回の中間報告にはあまり盛り込まれているものではございません。当初から、特別委員会発足の時からですね、定数、報酬については分けて議論すべきということで、特別委員会のみなさんの意思疎通を図って進めてきた流れがあるかと思ひます。と言うのはですね、当然、地方自治の財政に影響があるものですから、例えば報酬を下げたから、報酬を上げた

から定数を変えたとか、そういったような捉え方をされるのはちょっと困りますので、セットで議論しないということが一応立て付けとして一番最初にみなさんで確認し合った中身かと思います。それは私も記憶しております。報酬の今後の審議についてはですね、今回、6月定例の中で報酬審議会というものの条例提案が理事者側から出される予定あります。報酬審議会についてはですね、私どもから発議した部分も無いとは言えませんが、あくまでも町理事者が判断して、報酬審議会を立ち上げ、その中で特別職の報酬等を議論するというような中身にたしかになっているような条例提案になっているかと思います。私がここで報酬をこういう金額にしろというような発言についてはですね、不適切かと思いますが、その議論が決まってからですね、流れというものを作っていききたいとなという風に思っております。ただ、言われているように担い手不足の原因に報酬の少額さというのは、これは否めない原因の要因の一つかなという風に思っておりますので、その分も十分理事者側にお伝えしてですね、報酬審議会の方に諮っていただくような配慮についてはですね、当然考えていきたいという風に思っております。そんなところで宜しいですか。

○8番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）定数を減らすだけで、どのようになり手不足が解消されるのか。ということの委員長の見解を求めたいと思ってます。

○畑地委員長（畑地誉委員長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）畑地委員長。

○畑地委員長（畑地誉委員長）なり手不足についてはですね、我々も長い時間議論をさせていただきました。特効薬というのは全国の地方議会どこを探してもですね、無いはずですが。色々調べていきますと、例えば議員報酬の改定ですとか、議員の学校を作るですとか、モニター制度のようなそういう住民参加型のですね、議会に対する諮問と言いますか、関わりを持たれるようなですね、組織作りというのも今始まっているところも多ございます。私はですね、なり手不足と定数についてはリンクするかどうかは別にしてもですね、必ずや定数の削減が来る時期が来るかなという風に思っております。ただ、僕の記憶では20何年あまりの資料しかございませんので、報酬も定数もほとんど変わっていない時代からですね、やっと議会改革の一步を踏み込めたと言うような自負だけはあります。何かを変えないと次の新しい議会を作ることにはなかなか難しいかと思います。私は今までのやり方がダメだとかそういうことではなくてですね、新しい感覚で議会を作っていくと議会改革は進まないんじゃないかと、その一步の上での定数削減や報酬の改定ということをこれから委員会にも当然十分議論させていただきますし、またここにいらっしゃる理事者側にも提案をさせていただくような所存でございますので、私どもの一存の、特別委員会

の一存の、一個人の意見としては色々言いたいことはございますけれども、特別委員会の総意としては一番当初からですね、担い手づくりどうするんだという話がありましたので、そこには議会カフェですとか、モニター制度ですとか色々関わり合いを持てるような制度改革を行ってきたつもりでございます。その部分を差し置いてですね、担い手づくり何もしていないんじゃないかというような言い方をされるのは、私はちょっとどうかなと、如何なものかなと言う風には考えております。

○議長（小峯聡議長）今のは、畑地委員長の個人的な意見ではなくて、特別委員会の中での討論の中のことということでよろしいですか。

○畑地委員長（畑地営委員長）はい。あの、あくまでも議会カフェについてもですね、特別委員会のみなさんの発議の中から出てきましたし、私が提案したわけでもなく、みなさんの総意でこれをやったらいいんじゃないかということの取組みで始まりましたので、私の意見というよりは特別委員会の意見で進めさせていただいたというような経緯でございます。

○議長（小峯聡議長）はい、よろしいですか。

○8番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）特別委員会の総意というものの言い方をされるとちょっと困るんです。先ほど言ったと思うんですけど、委員会は下部組織になります。本会議が最高意思の決定機関。これは地方自治法でも謳われてますのでね、今の言う全員でやった委員会の総意だけという話は通用しないと思うので、あとからでもいいんですけども、考え方を改めていただきたいと思います。本会議、最高意見の決定機関、これは第96条と第112条に載っております。委員会は下部組織である第109条です。これは議会の自治法の法理の大原則に則ってやっているもので、中間報告に対しての意見というよりは、本会議で決定しないとなんないというこの大前提を崩してはいけないということの中で、今の畑地委員長が言われる特別委員会の総意だよという意見は分からない訳ではないんですが、私が今質疑している中身では、そのことを言っている訳ではないということをご理解していただきたいと思います。その中でですね、今のやったの分かったんですけども、例えばもう一つ聞きたいのは、多数決によって既成事実という進め方についての話がありましたけれども、これ自体は適切であったということを委員長は考えていますか。それとも適切ではなかったか、適切であったか、それについて一言だけ答弁いただければと思います。

○畑地委員長（畑地営委員長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、畑地委員長。

○畑地委員長（畑地営委員長）採決については、適切だったという風に考えております。これは、国の国会でもそうですし、どのような委員会でもありますけれども、委

員会採決が最初にあって、その後、例えば国で言いますと法律ですか、私どもで言えば条例提案になるかと思えますけれども、その次のプロセスに続いていきますので、委員会での決定が無い状態でいきなり条例提案というのは私はなかなか難しいのかなという風に思っておりますし、最初に大沼議員から言われたように、あくまでも最高意思決定は本会場議場の議会の中での議決ということは私も重々承知しておりますので、特別委員会の報告については必要があった場合には地方自治法で提出することが認められている権利と言うことではないですけれども、一応プロセスを経ておりますので中間報告については、何ら圧力をかけたとかそういう形には当たらないという風に思っております。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。

○8番（大沼恒雄議員）これ以上やってもグチャグチャになるからいいです。

○議長（小峯聡議長）ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。委員長報告のとおり、この件については受理することといたします。

（ 一般行政報告並びに教育行政報告 ）

○議長（小峯聡議長）日程第6、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題といたします。始めに、町長。

○町長（横山茂町長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

（ 横山町長 登壇 ）

○町長（横山茂町長）おはようございます。本日ここに第2回定例会を招集したところ、全議員の出席をいただき開催できますことに心から御礼を申し上げます。早速ではありますが、一般行政報告を述べさせていただきます。

〔以下、一般行政報告を要点朗読〕

○議長（小峯聡議長）次に、教育長。

○教育長（三浦剛教育長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、教育長。

（ 三浦教育長 登壇 ）

○教育長（三浦剛教育長）おはようございます。続きまして、教育行政報告を申し上げます。

〔以下、教育行政報告を要点朗読〕

○議長（小峯聡議長）以上で、町長の一般行政報告 並びに 教育長の教育行政報告を終わります。ここで、暫時休憩といたします。再開は、午後1時と致します。議員

の皆さんは、このあと午前 11 時 10 分より全員協議会を開きますので、議員控室にお集まり下さい。

午前 11 時 03 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

(一 般 質 問)

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。日程第 7、一般質問を行います。通告順に発言を許します。議席番号 2 番、篠原議員、重点支援交付金を活用して省エネ家電の導入促進をについて、質問してください。

○2 番（篠原暁議員）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、篠原議員。

○2 番（篠原暁議員）2 番、篠原です。重点支援地方交付金を活用して省エネ家電導入の促進をということで、冒頭、タイトルの部分ですけれども、通告書に重点支援交付金というふうに書いてあったんですけれども、正確には今申し上げたように、重点支援地方交付金という名称でしたので、補足させていただきたいと思います。今日も、大変午後から気温が上昇して暑くなっている状況ありますけれども、この暑さをどうやって乗り越えるかということに大きく関わる問題かなと思ひまして、質問をさせていただきます。6 月 5 日、国会において、令和 8 年度の補正予算が成立をしました。この予算には、重点支援地方交付金として 1,000 億円が計上されており、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者への支援に充てることが見込まれています。政府は、地方単独事業の推奨メニューとして、生活者支援と事業者支援、それぞれ 5 項目ずつを挙げていますが、その中で、生活者支援メニューの中の 5 番目に、省エネ家電等への買換え促進という項目があります。それで、資料の 1 ですが、これは内閣府が出している資料に基づくものですが、2 ページのところで、その詳しい中身の説明がさらにありますけれども、矢印をつけた 5 番目のところがその該当する項目になります。これは、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するために、省エネ性能の高いエアコンや給湯器等への買換えを支援するものとなっています。近年、北海道でも毎年のように猛暑が続き、熱中症から命を守るためにエアコンを適切に使用することが推奨されており、エアコンへの需要が年々高まっています。ところが、今経済産業省が定める省エネ基準が大幅に引き上げられ、基準を満たさない安価な標準タイプの機種は製造販売が終了になるという 2027 年問題というものが起きています。それによって、この夏は駆け込み需要で安価な旧機種の入手が大変困難な状況が起こっています。そこで、やむを得ず新機種を購入するということになれば、購入と設置費用を合わせると旧機種との間

に数万円価格差が生じてしまい、購入を我慢する状況も出てくると考えられます。しかし、省エネタイプの新機種は一旦導入すればランニングコストが抑えられるために、初期費用の上昇分はすぐに回収できる見込みもあります。そこで、省エネ機種の購入に対して補助を行い、旧機種と同程度の初期費用に抑えることができれば、高い機種購入で迷っている町民の背中を押してあげることができるのではないかと考えます。その財源の一部として、今回の重点支援地方交付金を活用することはできないでしょうか。ゼロカーボン宣言を行っている沼田町には、温室効果ガス排出削減を進めることが求められています。さらに、迫りくる猛暑による熱中症の危険から町民、特に高齢者の命を守るためにも、省エネ型のエアコンへの切替えや新機購入を進めることが求められる。そのため、国の重点支援交付金を活用することで、環境対策と熱中症予防の一石二鳥の効果が得られるのではないかと考えます。重点支援地方交付金の有効な活用方法として検討できるのではないかと考えますので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）篠原議員の質問にお答えをしたいと思います。御質問のあった省エネ家電への買換え促進、とりわけエアコンの導入支援につきましては、温室効果ガスの排出削減と環境面への効果、さらには、近年の猛暑における熱中症予防という健康、それから安全面への効果、その双方において一定の有効性があるものと十分認識しているところであります。しかしながら、このたびの重点支援地方交付金につきましては、その原資が限られている、そんな状況であります。いかに効率的かつ効果的に、町民や事業者の皆様の生活を広く支えるという視点が、極めて重要というふうに考えているところであります。仮に、エアコン導入といったメニューで支援をした場合、その効果はエアコンを買い換える、または新規に購入する世帯のみに限定されることとなり、既に設置を終えられている世帯、あるいは購入が困難な世帯との間で、町民全体の公平性を保つことが難しいのではないかと、そういう懸念を持っているところであります。一方、熱中症予防という極めて重要な課題に対しましては、昨年より体制を拡大して準備を進めているクーリングシェルターを広く町民の皆様に御活用いただくことで、暑さ対策を取っていければというふうに考えております。昨年、本質問に関して定例会一般質問で、公営住宅にエアコンをつける条件はという中で御回答させていただいておりますが、財政的な面も含め、個別の補助支援策は難しいという判断をし、クーリングシェルターの開設箇所を増やすことを進めていく考えを回答させていただいたところであります。そのことを踏まえ、今年、ゆめくるとまちなかほっとタウンのほかに、新たに7月5日には安心センターでエアコン設置工事が完成する見込みであります。また、このほか、観光情報プラザにも

整備予定ですが、早期の完成が現状としては難しいようでありますので、商店など民間協力店舗でのクーリングシェルター登録も促してみたいというふうに考えます。また、警戒アラートが発出した際には、開放時間を19時ごろまで開放できるよう調整をしてみたいというふうに思いますし、今後もクーリングシェルター開設箇所を市街地区等で増やしていくことも、引き続き検討していきたいというふうに思っております。質問にある本交付金の活用につきましては、今後の物価高などの状況を踏まえながら、限られた財源、具体的には今回追加の交付配分予定額は340万円ほどであります。このように限られた財源をどのような事業に充てるべきなのか、より多くの町民の皆様に公平に、そして効果が行き渡るメニューを慎重に検討して対応してまいりたいというふうに思います。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、篠原議員。

○2番（篠原暁議員）はい、今、町長のお答えの中で、既にエアコンを設置済みの家庭とか、設置がそもそも困難な世帯については、これを利用することができないという不公平感が生じるというようなことがあったかなと思うんですけども、そもそも、まずこの今回の趣旨の一つは、省エネタイプに切り替えていくことを促していくということも目的の一つなので、熱中症対策ということがもちろんありますけれども、今回の政府のこの交付金の趣旨は、エアコンだけではなくて。省エネタイプの給湯器ですとか、その他の家電ということも含まれていますので、私も表題にはエアコンではなくて省エネ家電の導入をとということにはしているんですけども、その省エネタイプに切り替えていくということを促すのであれば、既に設置しているところにも使っていただいてもいいでしょうし、もちろんエアコンが設置できていない家庭であればなおのこと、新しいエアコンをつけたいけれども、そもそも今であればまだ安価な機種でちょっと頑張ればつけれるかもしれないのが、来年から2027年問題といっていますけれども、数倍に上がってしまうということで、もう完全に諦めということが起きてくるわけですから、そこを後押しするということにできれば有効に活用なるんじゃないかなというふうに思っています。それで、要はクーリングシェルターという御説明もありましたけど、昨年、久保議員の質問の中でもそういう回答があったと思いますけれども、クーリングシェルターを活用してもらおうと、そして設置も増やしていくということは、もちろん一方では大変重要なことだと思います。ただ、やはりクーリングシェルターを使えるというのは時間帯が限られてきますし、そもそも高齢者であれば、町の中心部にあるそういう冷房つき施設まで移動するのがなかなか大変だというようなことも出てくると思います。で、営業時間外になってくると自宅で過ごさなければならないと、そういう状況でも今、北海道の場合は熱帯夜なんていうようなことは、早々何日も起きるわけじゃないかもしれませんけれ

ども、時間外で自宅でやはり熱中症対策も今後はますますそういう気候状況が起こってくるのかなということを考えれば、自宅でもエアコンが使えるということは望ましいのかなというふうに思うんですけれども、その辺の御配慮はないのかということで重ねて質問をしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい。省エネ家電の買換えについてが今回の重点支援地方交付金の主の目的というふうな感じに受け取れますが、いかにしてこの物価高騰対策を乗り切るかというのが大元の趣旨であります。そのことを踏まえて、限られた財源の中でいかにして地域の住民に対して支援をできるかという、そんな視点で考えていかなければいけないだろうというふうに私は思っておりますので、そのことを踏まえると、いわゆるエアコンの設置だけに投資をしていくということは、私はいかななものかなというふうに思います。当然、熱中症対策という部分では喫緊の課題でありますので、そのことを踏まえると、シェルターをそれぞれの地域に極力開設ができるようなことも、考えていかなければいけないだろうというふうに思います。今の開設するゆめつくる、それから安心センター、それと観光情報プラザ、まちなかのそれ以外にも、それぞれ増やしていけるようなことも今後詰めていきたいというふうに思いますので、その点は御理解をいただければというふうに思います。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、篠原議員。

○2番（篠原暁議員）今、限られた財源の中でという重ねての御説明もありました。沼田町への分配金が340万円程度、今回の追加ですね、というお話でしたけれども、たしか今年ですね、この重点支援交付金で町民への商品券の配布を行ったときの執行残が確かあったと思うんですけれども、それについての今後の使い方というのは、あの時点では今後協議して説明をしていくというような段階だったかなと思いますけれども、あれは令和7年度の予算でしたけれども、8年度にも使うことができるということで、いまだまだ多分生きているんだと思うんですけれども、その辺の話は今のところ何も出ては来ないんですけれども、それと合わせて今回の分追加でということにはならないんでしょうか。

○町長（横山茂町長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）昨年度交付をされている重点支援地方交付金ですね、このことに関しては、先ほど今申し上げました追加の分と合わせて当然考えていくというふうに思っております。具体的なその支援策については、現在北海道がこの6月から対応する事業が今想定されておりますし、現在沼田町で行っている元気応援券に関し

ては、6月末まで活用ができる状況となっておりますので、今後の状況を踏まえて、その対応策については引き続き検討してまいります。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい、終わります。

○議長（小峯聡議長）続きまして、議席番号7番、長野議員、太陽光パネルの廃棄をどう進めるかについて質問してください。

○7番（長野時敏議員）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、長野議員。

○7番（長野時敏議員）7番、長野です。私は、太陽光パネルの廃棄をどう進めるのかということでご質問いたします。国は、本年4月、太陽光電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案を閣議決定し、今特別国会に提出いたしました。その概要は、太陽光パネルの大量廃棄に備え、多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者、太陽光発電事業者等に国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務づけるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、というような内容です。資料1に、このようなことが出ております。環境省の資料ですね。そして、背景として、2030年代後半以降、太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、年間最大50万トン程度になる。最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生ずるおそれがある。これが沼田町にどう当てはまるかというのは未知ではありますが、太陽光パネルのリサイクルについて、国の基本方針の策定、太陽光電池事業者への規制、指導・助言・勧告・命令、リサイクル事業者への措置、技術開発、施設設備等の財政上の措置、製造・輸入業者に対する措置、環境配慮、設計、有害物質も出るというケースもあると聞いております。含有物質の情報提供等、廃棄に関する関係するものを対象とした義務づけの検討が示されている。これがこの資料2であります。今後、本町でも予想される解体・リサイクル等に対して、町長の考えをお聞きいたします。1つ、本町の太陽光パネルの設置状況をどのように把握していますか。2つ目、太陽光パネルの廃棄・リサイクル処理に対して、どの部署がいつまでにどのように進めていくのでしょうか。

○町長（横山茂町長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい、お答えをしたいと思います。まず、1つ目の太陽光パネルの設置状況をどのように把握しているかという質問ですが、現在、本町におきましては、メガソーラーと呼ばれる大きな、大規模な太陽光発電施設は存在はしていません。個人や事業者による小規模な設置にとどまっているものと認識しておりますが、町の補助事業で助成している設置については把握しておりますが、現行の制度上、太陽光設備の設置に対して、町への事前申請を義務づける規定はない状態であり

ます。そのことから、全ての設置設備・設置状況に関しては、把握ができていないという状況です。しかし、設置から年月が経過したパネルの経年劣化や破損につきましては、景観の悪化、あるいは風水害時の飛散による二次被害など、安全上のリスクが生じる懸念があるため、重要な課題であるというふうに考えております。現在、町内には、小規模な太陽光発電設備が破損している箇所を確認しておりますが、これらにつきましては、所有している会社と連絡を取り合い、適切な復旧あるいは撤去等に向けた対応を現在進めているところであります。今後とも、このような破損や異常が見られる箇所につきましては、パトロール、あるいは皆様からの情報提供などを通じて、迅速に状況を把握し、事業者あるいは所有者に対して適切な管理・対応を促すなど、地域の安全と良好な景観の維持に努めてまいりたいというふうに思います。2つ目の太陽光パネルの廃棄、それからリサイクル処理に対してどの部署がということで、今後予想される太陽光パネルの廃棄、あるいはリサイクル処理への対応につきましては、環境及び廃棄物処理を所管する住民生活課が担当しております。国では、太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案が審議される中、全国的にリサイクルの義務化、あるいは適正処理の枠組みが段階的に強化される動きが進んでいます。町としても、まずはこの国の新たな法制度の動向、それから他自治体の先進事例などを注視し、情報収集を進めてまいりたいというふうに思っております。その上で、将来的な町内での廃棄事業に備え、関係省庁や事業者との連携、そして町民の皆様への周知などについて、いつまでにどのような体制を構築すべきか、具体的なロードマップを含めて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○7番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、長野議員。

○7番（長野時敏議員）町長のお考え、ほぼ分かりました。あと、これから大規模な設置だとかということも想定されますので、その前に先手を打って、規制条例などの制定が、その太陽光パネルが老朽化して廃棄するというのは緊急ではないですし、先のことはありますが、その設置に併せて規制条例の制定が、これは急務でないかと考えますが、どうでしょうか。

○町長（横山茂町長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）お答えをしたいと思います。今年の3月の定例会でも関連するような意見、質問があったかというふうに思います。いわゆるメガソーラーの規制に関してということですが、現在、担当課のほうで準備を進めておりまして、できればこの9月の次回定例会には提案をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○7番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、長野議員。

○7番（長野時敏議員）分かりました。具体的な事象については、言及を避けましても、町長もいろいろな本町の様子もう十分把握されていると思います。併せて、沼田町は雪の重さにより使えなくなるケースも想定されますので、本町の太陽光パネルの安全・安心・円滑な廃棄・リサイクル処理に期待して質問を終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号9番、上野議員。トナリエ北広島「沼田町ビアキッチン」の現状について質問してください。

○9番（上野敏夫議員）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、上野議員。

○9番（上野敏夫議員）9番、上野です。よろしくお願いします。沼田町の本当にアンテナショップというかね、トナリエ北広島、北広島市に設置した「沼田町B E E R K I T C H E N」のね、1年経ったんですけど、その現状についてちょっと一般質問で上げさせていただきました。これは、沼田町の駅の活性化というか、いろんなことを考えて、町長はあっこにクラフトビールを1億ちょっとかけて製造工場を造りました。そのことによって、販売する場所を北広島に設けて、何とか沼田町、オール沼田の食材を使ったり、いろんなことを考えながら販売して、町のPRと売上げ向上について頑張っていると思いますけど、それについては1年経ったので、そのことについての出店の現状ですね。私なりにちょっと何人かにお聞きしたら、いろんな問題点なり、ちょっと問題がないということはどこに行ってもないんですけどね。いろんな人の雇用とか、生ものというか、殺菌していないクラフトビールなんで、常温で置いては駄目だとか、いろんな難しい問題もありながら、今、北広島にそのクラフトビールを届けて、さらにそこではキッチンだとか、さらにサッポロビールだとか、いろんな品物を置きながらお客さんを迎えるような体制でやっておりますけど、それについては、現状のどのように運営されているかという、この後、全員協議会の中で、収支報告的なお客さんの入りの数だとか、いろんな収支決算、いろんなことが報告されるようにお聞きしておりますので、町長としてのそのトナリエの経営状態というのは、いろんなことで町長なりの考えがあると思いますので、その辺をまずお聞きするので、今そのことをちょっと話しましたが、まずその次について質問いたします。認知度向上につながっているという根拠というかね、ないわけでないんだけど、町長としてこのことによって認知度が上がっているというものがあると思いますけど、その辺まず聞かせてください。それと、ちょっとさっき今後の経営の改善点ですね、今、北広島の駅がずれるんですけどね。そのときに、今のその場所が、ちょっとお客さんが入りが増える可能性がある。そのことについて今後その改善点。これ私的に考えたことなんですけどね、認知度を上げるためには、北広島市民約5万6,000

人、この方々の住んでいる市民がトナリエに来ていただいて、本当に何回もリピーターとしてなってくればいいなと私は思っておりますし、町長として今後トナリエの方向っちゅうか、どうやっていろんなことを改善するというのがあると思いますので、その辺の改善点もお聞かせください。それと、今後のB E E R K I T C H E Nね、このお店で食材もあれば、それこそビール、それこそいろんな飲み物を置きながら食事を提供できる。あまり難しいものは提供できないかもしれませんが、聞くことによるとガスコンロがあったりしてね、できるだけ手の込んだおいしいものを提供するようなことを考えて、将来お客さんをどうやって増やすかということが、これもあればお聞かせください。それと、オール北海道ボールパーク連携協議会との事業参加、このことについてすごく私なりに大事だなと思っていますしね、このことによって本当に9月の段階で沼田の子供たち、少年野球の子供たちが、この協議会に入っていたことによって、そのボールパークのところにご招待された。すごく私なりに聞いて、この北広島に出店したことによって、沼田の子供が野球を本当に本物を見せてもらって指導を受ける、これは他の町ではないすばらしいことが実際に行われるようです。このことについても、ボールパーク協議会との連携を取ることによって、沼田町の子供がそういう体験できる。これまたいいことなんで、このこと、これ以外にも何か町長として連携を取ることによって、沼田のそのP R、本当に北広島市民、さらにできたら北広島の商工会とも連携を取りながらやることによって、売上げが向上になるんじゃないかと思います。その辺の町長としての考えをお聞かせください。それと5つ目、マンパワーというか、料理のメニューの満足度というか、これは先ほど言いましたように、本当にいろんなおいしいものを提供してお客さんにたくさん来ていただいて、地元の北広島の市民に食事がてらビールを飲んでいただく。こういうことも大事だと思っています。それと、最後の質問ですが、コンサルタント会社、これはオオホウという会社が最初からやっておられて、このオオホウさんが運営をされていたんですけど、撤退と言ったらこれちょっと失礼なんですけどね、完全に撤退してないと私は聞いておりますし、このことによって今後、B E E R K I T C H E Nの運営は北広島市、北広島の商工会、そのあたりと連携取りながら、沼田、まちづくりぬまたが運営で指定管理を受けているんですけど、その辺の今後の北広島にあるそのB E E R K I T C H E Nの雇用、それと沼田町の食材だとか、いろんな物を使った中で町のP Rをしていくと思うんですけどね、その対策というか、北広島のB E E R K I T C H E Nの今後の北広島で、いろんなところの組織と連携を取っていくことが大事じゃないかなと思う。その辺の町長の考えを、以上を質問させていただきまして、町長の考えをお聞かせください。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい、町長。はい、お答えをしたいというふうに思います。まずは、1点目の認知度向上につながっているとした根拠は何かということですが、食による本町の魅力発信拠点として、沼田町B E E R K I T C H E Nをオープンして以来、多くの来店者に本町の産品を提供することで、良質な食によって本町を知っていただく機会、あるいは認知度がアップし、町をP Rするアンテナショップとしての機能が活かされているというふうに思っております。また、トナリエ北広島への出店をきっかけとして、雪なごりやトマトジュースを札幌市内の商談会に出品する機会を得ることができました。実際に札幌市内の複数店舗での新規取扱いにつながった事例もあります。加えて、これら本町の様々な取組が評価されて、テレビ北海道「けいなびアワード年間大賞」というものを、沼田町が自治体で初めて受賞するなど、新たな販路拡大やメディア露出という形で成果が表れて、本町の認知度向上に効果があったものというふうに思っています。それから、2点目の今後の運営に向けた改善点は何かということですが、開業してから1年が経過したことで人員配置、あるいは情報発信、商品構成など様々な課題が見えてきたところであります。今後は適切な人員配置を行うことで、より効率的な運営体制を構築するとともに、地元食材を活用した魅力ある商品の開発、あるいはさらなる情報発信の強化に取り組み、誘客を図っていききたいというふうに思います。それから、3点目の今後の沼田町B E E R K I T C H E Nの将来像というようなことですが、沼田町B E E R K I T C H E Nは単に飲食する場ではなくて、本町の食や特産品、あるいは観光など魅力ある資源を発信するアンテナショップとしての役割を担う店舗として位置づけていることから、小売人口や関係人口の創出、そして本町特産品の販路拡大に加えて、本町への誘客や地域経済の活性化につなげられる拠点施設となりを今後も取り組んでまいりたいと思っております。それから、4点目のオール北海道ボールパーク連携協議会の事業参画とは具体的に何かということですが、この連携協議会は、エスコンフィールド北海道を核として、道内18自治体が連携をして、観光振興や地域P Rなどを進める組織に参画をさせていただいたところです。本町は、トナリエ北広島への出店をきっかけに、お声掛けをいただいて協議会へ参画しており、道内でも非常に集客力の高いエスコンフィールドでのP R、あるいはイベント参加に本町も発信できる環境を強みとして、今後とも積極的に活用していくとともに、参画自治体を実際に巡って観光や食の魅力を知ってもらうイベント、自治体周遊型デジタルスタンプラリーというものが今年、新たに実施される予定であります。このことによって、本町への誘客促進に期待しているところでもあります。それから、5点目の質問ですが、マンパワー料理メニューの満足度をどう向上させていくかということで、人員体制については、まちづくりぬまたを中心として、現地スタッフを含めた運営体制に加えて、町のグルメ開発支援など有力な人材を活用しながら運営を行っ

て、今後においても、まちなかほっとタウンのチャレンジショップを活用したセントラルキッチン機能を積極的に取り入れて、より効率的な運営を図ってまいりたいと思っています。また、メニューにつきましても、地元食材を活用した新商品の開発や既存メニューの改善を進めて、お客様の満足度向上に努めてまいりたいと思っています。それから、6点目、コンサルタント会社が離脱した経緯とその対策はということですが、当初関わっていたコンサルタント会社は、開業に向けた立ち上げ支援を担う目的として、店舗運営の体制が一定程度整った段階で離れることで考えておりましたが、まちづくりぬまたを中心に効率のよい経営体制が想定より早く整ったことから、運営の直営化によって利益率の向上と、それから持続可能なビジネスの構築につながると判断して、現在の体制に移行したもので、今後においても引き続き関係者と連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。いずれにしても、1年が経過をしまして、特に北広島市、上野市長さんをはじめ、市役所の皆様方にも非常にご協力、ご支援をいただいていることを改めてご報告を申し上げます。回答といたします。

○議長（小峯聡議長）はい、上野議員。

○9番（上野敏夫議員）今町長最後に、北広島市とか、いろんな協力を得ているってことは分かりましたんですけどね、今とにかく町長が言ったように、ある程度利益が出なかったらちょっと心配なので、簡単に言えば費用対効果って言葉悪いんですけどね、やっぱりそのオールぬまたっていうか、いろんなことで町のPRもなるので、ある程度利益を出すような方向、節約するという言葉もありますけどね、やっぱり今クラフトビールというのは本当に飽和状態で、キッチン、北広島トナリエに出店したのも、クラフトビールを主に売るっていう、それがメインでスタートしたように思うんですけどね、本当に今、サッポロビール、沼田のクラフトビール、ここで例えばですよ、赤毛がね、オオホウさんが作っている赤毛をね、北広島にそこに販売してくださいっていう声がもしかかったときには、そういう何ていうか、赤毛のクラフトビール、これをお店に置くことにすることによって、売上げが上がるのかなという考えがもしかあれば、その辺の赤毛の取り扱いについても考えをお聞かせください。

○議長（小峯聡議長）赤毛のビールというのは何ですか。

○9番（上野敏夫議員）あ、オオホウさんがつくって販売されているクラフトビール。これは町長は知っていると思うんですけどね、そんなこと、同じクラフトビールです。というのは、沼田のクラフトビールは殺菌してないので、発酵が進みますよね。それで、沼田のクラフトビールの保管状態、さらに輸送現状、そのビールの貯蔵の在り方、輸送の在り方、このことも考えてやると、本当に生ものですからね、本当に慎重に慎重に扱っていかないと、北広島のトナリエに販売しても、ちょっと発酵が進んでしまうようなビールがもしか届いてしまったら、大変なことになる。大変という

か、おいしいかもしれないけど、あまりいい品物ではないと私は思いますのでね、その辺の、沼田のクラフトビールの扱い方ですね、その北広島のトナリエのね、そういうことも分かってほしいし、それと、クラフトビールの今後、殺菌ラインを造って、常温でも保存できるようなことをもしか町長考えているのであれば、その辺も今後のクラフトビールの、北広島に販売するクラフトビールの保存の仕方、これはもしか町長の頭にあるのであれば、その辺も殺菌したクラフトビールを売るというかね、その辺と、それと人を確保するっていうことでね、現地の北広島の市民もいいんですけど、沼田町にゆかりのある人がB E E R K I T C H E Nに店員になっていただくと、なお一層力が入って売上げも上がるんじゃないかと思うんですけどね、その辺の雇用の人の確保、今の段階で人を確保するとしたら、たまたま持病があって休んでしまっただけで出てこないとかさ、こういう問題が起きていると私も聞いておりますので、安心して安定的な人を確保しないと、お店として休店しなきゃなんないっていうか、休まにゃなんないっていうことが起きたときに、そのことは指定管理しているからそっちの方の考えかもしれないけどね、町長、行政報告の中でも、まちづくりぬまたに報告を受けて適切に処理をしていますという簡単な言葉はあるんですけどね、その辺お任せみたくように文章で見えちゃったんだけどね、やっぱり町としての出資している以上、まちづくりぬまたもこういう改善をしたらどうかということを町長が言っておかないと、その扱い方、その雇用の在り方、これをいろんなことで試行錯誤でいろんなことで問題が起きてきて、その中で解決していけばいいことなんですけど、できるだけそのB E E R K I T C H E Nが継続して、いつまでも利益が上がるような感じで考えてほしいし、それと、今ボールパークのそばに駅ができたら、今の家賃、恐らく30万円払っていると思うんですよ。この家賃をね、そういう条件が不利になったときには、下げてもらいたいということもね、頭に置いていったらいいと思うんです。その辺の町長の家賃とかその運営の在り方について、町長の考えをお聞かせください。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）いろいろなご意見をありがとうございます。まずですね、ビールはことごとくいろんな方々にアピールしますと、非常に興味を持ってくれます。なおかつ、飲んでいただいた方の「うまくなかった」という言葉は私は一度も聞いたことはありません。それだけ評価も高いというふうに私は思ってますし、なぜなら今ご指摘のあった生ビールではなく殺菌したビールを売りたいという話のようですが、そうではなくて、より美味しい環境でいかに飲んでもらうかというのが僕は重要なことかなというふうに思ってますので、今の段階では工場に殺菌ラインを造るだとか、そんなことは全然考えていないところです。いずれしても、移送等々その間での

移送の対応の仕方については、十二分留意しなきゃいけないというふうに思いますけども、そんなふうに思っているところでもあります。それと、安定した雇用に関しては、いろいろとどこの飲食店でも、やはり人を確保するのが非常に難しい部分はいっぱいあるんかと思います。ですので、仮にその沼田のご出身の方が働いてくれるというようなそんな情報があるのであれば、それはまたご連絡をいただければなというふうに思います。あとその家賃の関係については、これは今どうこうあれですけども、いずれにしてもまちづくりぬまたの運営に関しては、行政側からも役員を送り込んでおりますし、その中での議論をしていただく場面は当然つくっておりますので、円滑な運営を図る上で、そのことも御意見をいただいたので今後の運営に対する要望事項等々をひっくるめてお話はしておきたいと思います。

○9番（上野敏夫議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、上野議員。

○9番（上野敏夫議員）クラフトビールのオオホウの赤毛については、それはその辺はちょっと次のとき教えて、考えがあれば教えていただきたい。それと、北広島のその場所、シーズンオフ、野球の観戦がないシーズンオフの入り人数というのかね、それは全員協議会で報告を受けると思うんですけどね、そのオフのときのお店を開けてるけど、お客さんがあまり来られないっていうことがあるっていう、ちょっとあると思うんですよ。シーズンオフですからね。で、その中でその町としてシーズンオフの対策っていうかね、本当に効果が表れるようなそのシーズンオフについて、どのように町長と考えて指導していこうと思うのか、その辺もその2つぐらいですかね、お聞きかせください。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）ここでその赤毛のクラフトビールを使うか使わないかって、そんな議論はどうかなと思いますけど、具体的にはオオホウじゃなく大鵬ね、大鵬っていう会社ですけど、で、スポットでは使ってたようでありますけどね、そのことに関しては内部で議論、調整してもらおうというふうに思います。それから、シーズンオフの対策についてということで、1年間通してみたところ、やはり冬場は夏場のシーズンよりは当然落ち込んできているのは数字でも出てきてますよね。ただ、町というか市の状況を聞いたところ、飲食店が非常に少ないそうです。ですので、そのことを考えるとトナリエ北広島のブースっていうか、あの環境もいかに市民等に広めていただきたいながら、利用していただける環境を整えていくかっていうのは、また市役所っていうか、市の方にも働きかけをしていきたいなという、そんな思いであります。以上です。

○9番（上野敏夫議員）終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号5番、三浦議員、沼田っ子のスポーツ・文化活動を支える環境づくりについて質問してください。

○5番（三浦実希議員）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、三浦議員。

○5番（三浦実希議員）5番、三浦です。沼田っ子のスポーツ・文化活動を支える環境づくりということで質問させていただきます。少子化の進行により単独での活動の継続が厳しくなる競技や文化活動が増え、中学校部活動では地域展開が進められておりますが、沼田町においても地域指導者の活用や有償旅客運送による送迎支援など、活動機会の確保に向けた取組が行われています。一方で、小学校スポーツ少年団や文化活動については、社会教育活動として位置づけられ、練習や大会等町内外への送迎の多くを保護者が担っているという現状にあります。地域展開で活動範囲の広域化や共働き家庭の増加などにより、その負担は決して小さくはありません。活動するのは、学校教育や社会教育という区分ではなく、同じ沼田の子供たちであり、スポーツや文化活動に出会う最初の入り口は小学校期であることから、この時期の経験は中学校以降の活動の継続にも大きく影響します。しかし、家庭環境によっては送迎が難しく、やりたい活動を諦めざるを得ない状況も考えられます。今後、中学校部活動の地域クラブ化が進められる中、学校教育や社会教育という区分ではなく、子供たちの活動機会の確保と継続という観点から、小学校から中学校までを見据え一貫した沼田独自の支援体制が必要なのではないかと考えております。そこで、教育長に伺います。1つ、小学校スポーツ少年団や文化活動における保護者負担や家庭環境による活動機会への影響が課題となる中、子供たちの活動機会の確保と継続に向けた今後の方向性についてお聞かせください。2つ、中学校部活動の地域クラブ化を見据え、学校教育と社会教育の枠を超えた一貫した支援体制への考えと、小学校スポーツ少年団や文化活動における移動手段の確保について、有償旅客運送またはスクールバス活用を含めた支援の必要性をどう考えるかお聞かせください。

○教育長（三浦剛教育長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、教育長。

○教育長（三浦剛教育長）それでは、私のほうから答弁させていただきますが、スポーツや文化活動は子供たちの健全な成長や仲間づくりに大きな役割を果たしており、学校教育か社会教育かという区分にかかわらず、活動機会を確保することは大変重要だと認識しております。一方で、三浦議員ご指摘のとおり、少子化の進行に伴いまして、小学生のスポーツ少年団や文化活動においても、市町村単独の子供だけでは活動継続が難しい状況が見られまして、活動範囲の広域化や共働き世帯の増加によって、子供たちのスポーツ・文化活動を支える保護者負担の増加が課題になっているこ

とは承知しているところであります。今後、進められる部活動の地域展開も見据えまして、保護者や関係団体、それから地域との連携も図りながら、小学校から中学校まで切れ目なく活動できる環境づくりにつきましては、検討してまいりたいというふうに考えております。次の2つ目の質問についてであります。現行では部活動とスポーツ少年団などでは、制度上の位置づけや運営責任が異なっております。部活動は学校管理下による教育活動の一環として実施していることから、現在教育行政が責任を持って部活動指導員を任命して指導に当たるとともに、送迎支援を行わせてもっております。しかし、今後は国が進める部活動の地域展開によりまして、部活動も地域全体で支える体制づくりが求められております。部活動は段階的に地域クラブへ移行しながら、学校教育との連携を重視した教育的意義、機能を維持した社会教育活動へ緩やかに変わっていくと思われまいます。現状の送迎体制は、中学校は部員数の増加に伴いまして、現在複数台の車両を運行するケースも発生するなど、新たな課題も生じています。また、少年団活動は競技ごとに活動時間や場所が異なりますので、放課後に限らない活動形態も想定されることから、移動の支援の在り方については、安全性や公平性、そのほか保護者の負担の在り方や財政負担、運営体制などを整理する課題があります。地域クラブとスポーツ少年団等も含めた子供たちの移動手段確保について、持続可能なスポーツ・文化活動の意義や安全管理、財政負担などの課題も整理しながら、全ての子供に公平な支援の在り方、仕組みについて検討してまいりたいというふうに考えています。以上であります。

○5番（三浦実希議員）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、三浦議員。

○5番（三浦実希議員）はい。教育長からは、課題認識や保護者の負担や、また支援の必要性など答弁をいただきまして、学校教育と社会教育の違いについても、また責任や安全体制、その違いについても答弁をいただきました。私が保護者の方からの話を伺う中では、日常の練習や活動に、特に小学校のスポーツ少年団や活動についてなんですが、日常のその練習や活動については保護者が送迎するという形で行くという考えは話していて感じていたんですけども、一方で、その大会や各遠征に向かうっていうところでは、やはりかなり広域になったりする場合もありまして、やっぱりその活動が広域になればなるほど、また人数は少ないんですけども、保護者の負担も大きくなるということで聞いております。「日常的にはあれですけども。申請をしてもし枠を超えた形の中でスクールバスの活用や、またほかの町の子供たちも乗り合わせて行けるようなことができれば、本当にいいのに」という声も聞きました。ですので、確かに学校教育と社会教育ということで、責任の違いや安全性の違いやというのは、もちろん責任の違いもございましてけれども、今後さらにその広域化が考えられて機会をまた確保するために、やはりその町のスクールバスを使えること

が、小学校とか少年団、またほかの文化活動には必要だと考えますので、ぜひ検討をお願いしたいと思ひまして、教育長にもう一度お聞きいたします。

○教育長（三浦剛教育長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、教育長。

○教育長（三浦剛教育長）はい。今すいません、私その部分の答弁につきまして抜けておりました。申し訳ありません。遠征等に関するスクールバスの運行、ちょうど昨日と一昨日の道新のほうにも道教委のほうで、これは部活動の対象にした記事でありましたけども、遠征に関するレンタカーの使用の関係につきましても記載がありました。ちょうど昨日の夕方ですね、各市町村のほうにもその辺の通知文書が来ておりました。その中には、レンタカーがすごくクローズアップされておりますが、その前提の中に市町村のバスや、その文書の中には公共的な例えばそのうちで言うような自動車学校も含めてだと思ひんですが、文言の中にはうちができるかどうか分かりませんが、温泉などのバスという記載もありました。それは、関係者とももう一度協議しなければならないかと思ひますが、少し以前とは違って柔軟な対応も道教委としては今この中体連、それから高体連に向けて緩和してきているような状況でございますので、ちょっと運行その辺の在り方、ただ今、町のバスのほうも台数や運転手の解決の限りがある状況もございますので、その辺現場のほうとも十分調整しながら、在り方につきましてはちょっと考えさせて、検討させていただければというふうに思ひます。以上であります。

○5番（三浦実希議員）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、三浦議員。

○5番（三浦実希議員）今、教育長の方からレンタカーを使用するという方針も変わってきた、道教委のほうも方針も変わっていったということで、また沼田町にある現在あるスクールバスや温泉バスの活用も、もしかしたら考えられるようになるかもしれないということで、ぜひ保護者の方や、またほかの町の広域の少年団や部活動を展開している町との協議もしっかりとして、また安全対策を万全にこれから進めていってもらいたいと思ひます。以上で、私から終わります。

○議長（小峯聡議長）はい。続いて、議席番号8番、大沼議員、中東情勢から町民生活を守るにはについて質問してください。

○8番（大沼恒雄議員）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）はい。中東情勢から町民生活を守るにはということが題材で質問させていただきたいと思ひます。本年2月末に発生しましたアメリカ・イスラエルによるイラン攻撃から3か月が経過いたしました。最近の報道によりますと、先日

14日、アメリカ・イラン両政府は戦闘終結に向けた覚書に合意して、明日19日にスイスにおいて署名式が行われるというふうになっております。このことで、ホルムズ海峡の封鎖が解かれまして、海上物流が正常に戻ることを切に望むところではありますが、まだ不透明な部分もありますので、質問はさせていただきます。これまでに生じている海上物流の制約や運賃などの値上げが物価高騰に及ぼしてきた影響は、すぐに落ち着くわけではないと考えています。これまで続いてきたイランによる対抗処置としてのホルムズ海峡の封鎖は、我が国日本の経済に極めて強い緊張をもたらしてきました。海上物流の制約による海上運賃の急上昇、船舶の戦争保険料の値上がりは、海上輸送に依存するあらゆる貨物や物資の価格に転嫁され、今や深刻な物価高騰となって地域を直撃しています。世界の海上輸送取引の約25%、それから液体天然ガスの約20%が通過するホルムズ海峡の封鎖に対し、日本政府は国内には約8か月分の石油備蓄があるとされていますものの、これは数量的な供給の確保にしかならないと思います。国際市場と連動して跳ね上がる価格の高騰とは全く別のものとして取り扱うべきでありまして、備蓄があるからと安心できる状況ではないと思っています。今年の夏、天気予報では全国的な高温が予想されておりまして、冷房使用時による光熱費のさらなる増額が強く懸念されているところでもあります。本町の状況を見ましても、既に日々の買物の中では食費を削り、生活費を抑えざるを得ないというような切実な声が聞こえてきています。これをそんな中でですね、これからの情勢、この夏懸念される光熱費、物価の高騰、今月6月だけでも1,076品目食料品が上がっているようですけれども、物価対策の給付金など、今後の継続拡充について町としてどのような施策を持って町民の生活を守っていくのかと。現時点では、重点施策交付金などがいろいろありますけれども、これをお具体的に使う方法を町長がどのように捉えているかということの見解をお尋ねしたいと思います。また、今回の封鎖は長期化が懸念されておりましたが、どうなるか分かんない、まだ長期化されるものなのか、本当に終結するものなのか分かんないんですけれども、国による交付金などの財政支援が今後とも続くとは限らないと、もう生活の支援はそろそろいいんじゃないかという言葉もあるし、国会でも賛否両論でもめているようです。ただ、高市首相が続けてくれる部分においてはいいんですけれども、もし国の財政支援が途絶えた後、それでもまだ物価高騰が続いているような状況が続いたとしたら、町長は本当どのような戦略を持って対応されるのかということの所信をお伺いしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい。お答えします。まずは、明日必ずや覚書の署名が実現されることを願うばかりであります。そのことによってホルムズ海峡が安全となって、

国内のその物価高を沈める機運につながることを、それが全国民の願いだというふうには思っていますが、ただ石油、あるいは関連製品が国内市場に行き渡るには、報道等が3か月以上かかるんじゃないかと、そんな話もありますので、実情としてはその間、国あるいは北海道が何らかの支援対策を講じていってくれることを願っていますけれども、我々としては限り何らかの対策が講じられないと、なかったとするならば、それは当然我々は町民のために何らかの対策を講じていきたいというふうには思っているところであります。具体的にどういうふうな対策を講じるかというのは、まだ詰めてはおりませんが、そのことに関しては今年に入って国の重点支援地方交付金を活用したお一人2万円の元気応援券を交付をさせていただいておりますので、その後まずは北海道のポイント給付事業の実施の状況も見ながら、今後においても情勢等、それから物価高対策を今後とも講じていく、その考え方で対応していきたいというふうに思います。以上です。

○8番（大沼恒雄議員）議長、ちょっとごめんなさい。タブレット元に戻っちゃった。

○議長（小峯聡議長）はい、大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）質問しますね。何をどうするか、こうするかっていう計画的なことよりも、町長が今後どのように戦略を持って町民の皆さんに接していくかって、これは大事なことで、諦めずに続けていってほしいと思います。ただ、この間の日銀が政策金利1%上昇させました。これは、物価高騰対策で踏み切ったようなんですが、この効果が出るのはやっぱり1年半ぐらいかかるっていうされているんですね。ただ、現実的に1%利上げがされると、預金金利を持っている人たちは上がる。でも、住宅金利払っている人は上がる。そうすると、支払額が増えることになるんですよ。それでね、役場の職員さんも含めて沼田の若い人たちが家を建てて、今継続的に家を払っている人たちもいるかもしれないんだけど、この住宅金利に対してのものの考え方、これはなるべく早めに打ち出してあげた方がいいのかなっていう気はします。それともう一つ、ナフサの対策においてね、札幌市でゴミ袋がなくなって騒いでいたんだけど、沼田はあまりそういうことに関係あるのかなのか分からないけれど、もしこの現状が続くようであれば、そういったことに対しての対処も考えていかなければならないのではないかと思いますので、ご検討くださる余地があるかと思います。ぬまた元気商品応援券、これは町長がもう十何回も出してもらって、町民の皆さんにいっぱいやっていただいていることです。ただ、これを継続してやっていくのは、どこまで継続してやっていくのかは分からないけれども、町民の皆さんがこういうエネルギー対策、物価対策、原油対策、いろんな形の中で生活に圧迫が来たときに、これをやっぱり何とか守っていくっていうのは、行政の役割だと私は思うので、その辺のぶれない考え方を町長は今後も続けていってくれるということで、質問させてもらいたいんですけども、いかがでしょうか、覚悟のほどを

お聞かせください。はい。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）具体的な日銀のね、そこに関しては、今ここでマイホームローンの支援をどうするとかっていう話まではできませんけれども、いずれにしても、それと一つ、ごみ袋の件は確認を取っておりまして、少なからず今年度分はもうちゃんと確保できてますので、その点をご心配なく、はい。それと、今後の生活への支援、その必要となった状況になれば、それは当然行政側も何らかの対応はしていかなければいけないというふうに思っておりますので、その点は改めてまたいろんな面でご支援、ご協力をいただきながら対応してまいりたいと思います。以上です。

○8番（大沼恒雄議員）終わります。

○議長（小峯聡議長）はい。先ほどの三浦議員の質問に対しての教育長の答弁に間違いがあったということです。今訂正させてほしいということで申出がありましたので、発言を許可します。はい。教育長。

○教育長（三浦剛教育長）私先ほど送迎に係る移動手段の中で、本町で言えば温泉のバスという言い方をさせてもらったんですが、そうではなくて、子供たちが遠征のときに宿泊先のバスという意味です。はい。申し訳ありません。

○議長（小峯聡議長）以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は3時半から再開いたします。

午後 2時14分休憩

午後 3時30分再開

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。日程第8、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度沼田町一般会計補正予算専決第2号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい、総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和8年6月18日提出。町長名でございます。次のページにお進みください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、令和7年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）を別冊のとおり専決処分する。令和8年3月31日。町長名でございます。

す。会議資料の１４－１番、令和７年度沼田町一般会計補正予算（専決第２号）修正後を、２ページを御覧ください。令和７年度沼田町一般会計補正予算（専決第２号）。令和７年度沼田町の一般会計補正予算（専決第２号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８４億１，９６４万５，０００円と定める。２項省略させていただきます。令和８年３月３１日。町長名でございます。７ページを御覧ください。今回の専決予算につきましては、令和７年度におけるＪＲ関連予算の実績に基づき整理したものでございます。２款総務費、１項、１６目公共交通事業費につきましては、ＪＲ廃線に伴い、バスの運行準備に係る経費への補助金として、ＪＲからの支援金を財源とした道北バス沼田深川線運行準備補助金を予算措置しておりましたが、結果３５万１，０００円の不用額が発生したため、これを減額補正し、その下に記載の科目、１２款諸支出金１項、２０目ＪＲ留萌本線代替輸送確保・跡地整備等推進基金費に、先ほど説明いたしました補助金で減額した３５万１，０００円をこちらに組み替えし、同基金へ積み立てするものでございます。以上申し上げまして、提案説明とさせていただきます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。承認第２号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、承認第２号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第９、承認第３号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）承認第３号、専決処分の承認を求めるこ

とについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和8年6月18日提出。町長名でございます。次のページをお開きください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。令和8年3月31日。町長名でございます。町税条例の一部を改正する条例。町税条例の一部を次のように改正する。改正条例案の朗読を省略し、今回改正の主な内容について説明いたします。3月31日付で、地方税法を改正する法律及び関係法令が改正され、4月1日から施行されたことに伴いまして、本町においても町税条例の改正が必要になったため、このほど専決処分を行ったものであります。なお、全ては国の税制改正に伴うものでございます。今回の主な改正点について説明をさせていただきます。1つ目は軽自動車税の環境性能割の廃止でございます。軽自動車税の環境性能割については、軽自動車の購入時に取得価格が一定額以上の場合に車両の環境性能に応じた税率で（「説明省略」の発言する声あり）ご審議のほどお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。承認第3号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第10、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分した

ので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和8年6月18日提出。町長名でございます。次のページをお開きください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。令和8年3月31日。町長名でございます。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。沼田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。改正条例案の朗読を省略し、今回の改正の主な内容について説明いたします。3月31日付で地方税法を改正する法律及び関係法令が改正され、4月1日から施行されたことに伴いまして、本町においても国民健康保険税条例の改正が必要になったため、このほど専決処分を行ったものでございます。なお、全ては国の税制改正に伴うものであります。今回の主な改正税について説明させていただきます。1つ目は課税限度額の改正です。基礎課税分の限度額について66万円だったものを67万円に、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を3万円とする改正を行ったものであります。2つ目は、軽減判定所得の算定方法を5割軽減分については世帯員数で30万5,000円を31万円に、2割軽減分を世帯員数分で56万円を57万円に改正するものでございます。以上、条例の一部改正について説明いたしました。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○8番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）8番、大沼です。子ども・子育て支援金の関係なんですが、上限を3万円にするのはいいんですが、これは使い道はどういうふうになっているのですか。これの使い道を。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）はい、子ども・子育て支援金の関係でございますが、拡充される給付の例といたしまして、児童手当の拡充、また育児時短就業給付、あとまた妊婦のための支援給付など様々なメニューが出ております。以上でございます。

○議長（小峯聡議長）はい、大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）今、メニューを教えていただいたんですけども、これは健康保険の中で、子供の健康に関するものの施策に使うものなのでしょうか。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）全ての世代や企業の皆様から支援金を拠出

いただき、国民健康保険だけではなく、社会保険、後期高齢者、それぞれの保険者からも頂いて、この制度が成り立つ仕組みとなっております。

○議長（小峯聡議長）大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）その制度の仕組みじゃなくて、使い道さ。このお金をこうやって集めたけれども、子供の健康に関してだけ使うものなのか、それとも子供の子育て全般に対しての念出なのかという話が分かれば聞きたいんですけど。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）今、私どもの持っている情報では、子育て施策の拡充に充てるものということで伺っております。

○議長（小峯聡議長）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。承認第4号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第11、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたします。本件は報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告第1号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。報告第1号は報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は報告のとおり受理することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第12、報告第2号、株式会社沼田開発公社の事業計画及

び決算に関する書類の提出についてを議題といたします。本件は報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告第2号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。報告第2号は報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は原案のとおり受理することに決定しました。

(一 般 議 案)

○議長(小峯聡議長) 日程第13、議案第42号、沼田町特別職報酬等審議会条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長(小玉好紀総務財政課長) 議長。

○議長(小峯聡議長) はい、総務財政課長。

○総務財政課長(小玉好紀総務財政課長) 議案第42号、沼田町特別職報酬等審議会条例について。沼田町特別職報酬等審議会条例を提出する。令和8年6月18日提出。町長名でございます。沼田町特別職報酬等審議会条例。条文の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。本条例につきましては、町長をはじめとする特別職の給料、並びに議員報酬、及びその他非常勤職員の報酬等を審議する機関として新たに設置するものでございます。昨今、賃金水準の上昇や物価高騰など社会情勢が大きく変化しておりますが、そのような状況の中、本町の議員報酬等については10年以上改定されていないのが実情であります。一方、地方議会議員の成り手不足が全国的に問題となる中、将来を見据えた環境整備という面からも、その報酬額の適正化について審議する必要があることから、その審議機関として新たに審議会を設けることとし、本条例を提案させていただくものでございます。なお、委員は5名以内、町長が委嘱することとしており、本条例が議決された後、速やかに委員を選任し、審議を進めたいと考えております。以上、提案説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第４２号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第１４、議案第４３号、沼田町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい、総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議案第４３号、沼田町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和８年６月１８日提出。町長名でございます。沼田町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例。条文の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。本条例は、本町の振興、発展などに特に功績があった方に対し、その功績と栄誉をたたえるために制定されているものでございます。名誉町民につきましては、その要件として、本町に２０年以上居住していることとされておりますが、この要件を満たしていなくても、本町に縁故の深い方、また、町民が郷土の誇りとして尊敬を受ける方に対しても称号を与えることができるよう、新たに特別名誉町民という称号を設け、本条例に加えることとし、今回改正条例を提案するものでございます。なお、特別名誉町民は、審議会の意見を聞き、議会の同意を得て決定することとしております。以上、提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第４３号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第４３号は原案のとおり

可決されました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第15、議案第44号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）はい。議案第44号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提出する。令和8年6月18日提出。町長名でございます。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。沼田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。改正条例案の朗読を省略し、今回改正の主な内容について説明いたします。今回の条例改正につきましては、令和8年度の国民健康保険税率への改正に伴う内容となっております。先に開催されました国保運営協議会において説明しご理解をいただいたものでありますが、令和6年中の所得が増加したことを要因の一つとして、北海道へ納付金が増加し、それに伴い必要となる保険税も増加するところでございますが、令和7年度の国保会計の決算状況から、繰越金や基金を充当することで、低所得世帯への負担軽減のため基本的な税率を維持しつつ、令和12年度の北海道での保険税率統一に向けた税率改正を行うものであります。主な改正内容についてでございますが、医療給付費分につきましては、資産割を20%から10%に改め、介護給付費分につきましては、均等割を2万1,500円から1万5,100円に改め、平等割を7,700円とするものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第44号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第 16、議案第 45 号、町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業創出課長（岡田敏行産業創出課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、産業創出課長。

○産業創出課長（岡田敏行産業創出課長）議案第 45 号、町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例について。町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和 8 年 6 月 18 日提出。町長名でございます。町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例。以下、条文の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。現在、空知中央バス株式会社により日中の時間帯に沼田深川間を運行していただいておりますが、10 月 1 日より運行主体が沼田町に変更となることから、町営バスにおいて、同路線を運行させるために必要な事項について修正をするものでございます。主な改正内容といたしましては、路線の追加、及びこの追加に伴う三角運賃、並びに定期券・回数券など乗車料金に関して加筆・修正した内容となっております。なお、今回改正いたします条例の施行日は、自家用有償旅客運送バスが運行を開始する 10 月 1 日から施行することとしております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第 45 号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第 17、議案第 46 号、沼田町防災行政無線設備更新工事（子局設備等）の請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第46号、沼田町防災行政無線設備更新工事（子局設備等）の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。記、1、契約の目的、沼田町防災行政無線設備更新工事（子局設備等）、2、契約の方法、一般競争入札、3、契約金額、9,295万円、4、契約の相手方、札幌市中央区南1条西8丁目1番地1、沖電気工業株式会社北海道支社、支社長柴野禎久、5、工事場所、沼田町、沼田町役場、沼田町内、6、工期、本契約締結通知日から令和9年3月31日まで。令和8年6月18日提出。町長名でございます。本工事の概要についてご説明申し上げます。今回、更新工事を行う防災行政無線機器におきましては、平成25年度から災害時の重要な情報伝達手段などとして運用を開始し、導入から12年を経過した機器を更新するもので、経年劣化による故障率の上昇や製造終了に伴う修理対応の長期化リスクを回避するため、令和7年度から2か年計画において、緊急防災・減災事業債の適用により更新するものでございます。本工事の主な内容は、現状の無線方式を有効に活用し、デジタル無線機送受信機装置などの親局設備、空中線フィルター、再送信子局装置設備、屋外拡声子局装置設備の入替えを行うものでございます。なお、今回の契約に当たっての入札は、一般競争入札により実施しており、4月20日に公告し、4月21日から5月14日まで入札参加の申込みを受付し、1者により5月21日入札を実施いたしました。参考までに、入札の参加資格は、沼田町の指名競争入札参加資格者名簿に登録されており、北海道内に本社または支店等を有し、これまでの実績を判断する基準として、過去10年間に北海道内において防災行政無線の導入実績を有していることを主な条件といたしました。次のページには、資料といたしまして、入札参加業者を記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。以上、沼田町防災行政無線設備更新工事（子局設備等）の概要説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○8番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）大沼です。今いろいろ説明いただいたんだけど、これは役場庁舎の上にあるでっかい関係の、無線関係の機械の話をしているんですか。今いろいろ聞いたんだけど、よく分からない。だから、そこにあるものだって教えてくれれば、逆に分かりやすいんですけれど。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい、総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）こちらの2か年にわたってやっている工事なんです、去年ですね、親卓と言って役場庁舎のもの、今、屋上にあるもの、今言われたものを含めて工事しています。今回は子局と言って、町に立っているハンザマストというスピーカー、スピーカーありますよね、屋外の。あれと中継局という、共成と恵比島に中継局というのがあるんですけども、そこから各農家に飛ばす、それぞれ持っている無線機に飛ばすための装置ですね、そういったものを今年は変えるという、そういった工事になっています。以上です。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。

○8番（大沼恒雄議員）分かんないけどいい。分かんないけどいい。

○議長（小峯聡議長）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第46号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第18、議案第47号、除雪ドーザ購入事業に係る物品の購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第47号、除雪ドーザ購入事業に係る物品の購入契約について。下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって、議会の議決を求める。記、1、契約の目的、除雪ドーザ購入事業、2、契約の方法、一般競争入札、3、契約金額、2,445万840円、4、契約の相手方、砂川市西1条北21丁目1番30号、北海道運搬機株式会社空知支店、支店長相馬功児、5、内容、除雪ドーザ（13トン級車輪式／マルチプラウ、簡易着脱式装置付）1台購入、6、納期、本契約締結通知日から令和9年3月31日

まで。令和8年6月18日提出。町長名でございます。本事業の概要についてご説明申し上げます。今回購入する除雪ドーザは、平成16年度に購入し22年を経過する除雪ドーザ13トン級と同等の規格、能力を持つ除雪ドーザ車両を社会資本整備総合交付金を活用し購入するものであります。納期を令和9年3月31日としておりますが、1日でも早く納入いただけるよう受注者と協議を進めてまいります。なお、今回の契約に当たっての入札は一般競争入札により実施しており、4月20日に公告し、4月21日から5月14日までの入札参加の申込みを受付し、3社により5月21日入札を実施いたしました。参考までに、入札の参加資格は沼田町の競争入札参加資格者名簿に登録されており、北海道内に本店または支店等を有し、これまでの実績を判断する基準として、過去10年間に北海道内において除雪ドーザの納入実績があることを主な条件といたしました。次のページには、資料といたしまして、入札参加業者を記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。以上、除雪ドーザ購入事業の概要説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第47号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第19、議案第48号、令和8年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい、総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議案第48号、令和8年度沼田町一般会計補正予算について。令和8年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和8年6月18日提出。町長名でございます。会議資料の07-1番、令和8年度沼田町一般会計補正予算（第1号）の2ページをお開きください。令和8年度沼田町一

般会計補正予算（第1号）。令和8年度沼田町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,726万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億4,726万1,000円と定める。2項、省略させていただきます。令和8年6月18日提出。町長名でございます。8ページをご覧ください。歳出でございます。2款総務費、1項、1目一般管理費3万6,000円の増額補正につきましては、特別職等に支給される報酬の額を審議するため新たに設置する特別職報酬等審議会の委員に対する報酬及び費用弁償でございまして、委員5名、審議会の開催2回分を予算措置するものでございます。12目自治振興費1万8,000円の増額補正につきましては、表彰審議会委員に係る報酬及び費用弁償でございまして、委員5名、委員会開催1回分を補正するものでございます。16目公共交通事業費1,147万1,000円の増額補正ですが、こちらはバス転換事業に関連するものでございまして、12節委託料のバスロケーションシステムにつきましては、携帯電話などで、今現在バスがどこを走っているのかを確認することができるシステムでございしますが、その導入の実績を踏まえまして、12節のバスロケーションシステム等環境構築委託料、そして関連する13節のシステム使用料を増額するものでございます。また同じく12節の決済システム構築委託料につきましては、QRコードがついた券の販売に対応するための販売機導入やシステムを構築するための委託料ですが、空知中央バスの平日限定定期への対応や予備機の導入も含め12節の構築委託料を増額、また使用テスト期間を当初より長く設けることとし、13節使用料の増額を計上しております。また同じく12節デジタルサイネージ環境構築委託料は、バスの待合所となっている観光情報プラザに設置する電子看板、ディスプレイでございしますが、このたび沼田町が沿線自治体の主体となって補助金の申請をしたところ、秩父別町に設置するものも併せて補助対象となったことから、申請の主体となっている本町で一時立替えするため、12節の委託料を増額するものでございます。なお、この一時立て替えた分につきましては、後日秩父別町から負担金という形で本町に納めていくことになっております。また、これに関連する13節の使用料につきましても併せて整理しております。同じく12節のバス運行委託料285万2,000円につきましては、明日萌観光が運行するバスを乗車人数の実数を踏まえまして、小型マイクロから大型バスに変更したことに伴う増額補正でございます。17節備品購入費につきましては、予算の組み替えでございまして、当初、自家用有償バスの購入については、18節の負担金補助及び交付金にて予算計上しておりましたが、バスの購入は本町が契約主体となっていくことになったことから、予算科目を17節の備品購入費に組み替えるものでございます。なお、財源につきましては、国からの補助金がつく見込みとなったことを踏まえ、国庫補助金を新たに財源として予算措置

し、それに伴い当初予定しておりました基金からの繰入金及び沿線自治体からの負担金を減額しております。9 ページをご覧ください。24 目ふるさと応援費 2 億 2,000 万円の増額補正ですが、こちらは令和 7 年度において、令和 8 年産米の先行受付として寄附を頂いた方に対する返礼品に係る費用でございまして、7 年度に先行受付された方々の寄附金は 7 年度会計で既に収入しておりますが、お米の発送は年度をまたいで 8 年度になるため、その経費について補正計上するものでございます。なお、財源につきましては、ふるさとづくり基金を活用することとしております。3 款民生費、1 項、3 目介護支援費 50 万 1,000 円の増額補正につきましては、現在使用しております介護システムの改修に係るものでございまして、介護保険特別会計にて計上する改修費の補助裏として、事業費の 2 分の 1 の額を特別会計へ繰り出すものでございます。2 項、2 目子育て支援費 19 節 1,472 万円の増額補正につきましては、この 4 月に沼田認定こども園にて発達支援室ぽぷらが開所いたしましたが、こちらを利用される方が当初見込みより大幅に増えている状況を踏まえまして、これに係る扶助費として障害児通所給付費を増額するものでございます。なお、財源につきましては、国及び道からの給付費とともにふるさとづくり基金を充てることとしております。4 款衛生費、1 項、6 目環境衛生費 26 万 1,000 円の増額補正につきましては、共成墓地にございます墓石のすぐ後ろにある木の枝が折れ墓にかかってしまうという事象があったことから、今後同様の事案が発生しないよう支障となる木の伐採と処分費用を計上するものでございます。10 ページをご覧ください。6 款農林水産業費、2 項、1 目林業振興費 25 万 4,000 円の増額補正につきましては、ヒグマ対策事業に係るものでございまして、11 節の手数料 4 万 3,000 円につきましては、ドローンの講習と学科試験に必要となる費用、損害賠償保険料につきましては、当初の予算編成時以降、保険料の改定があったことを受け、増額補正するものでございます。また 17 節の備品購入費につきましては、危険防止のために体を保護するプロテクターを購入するための費用を当初事業費で計上しておりましたが、予算編成後に値上げによって単価が 1 万円を上回ったため、備品としての購入という形に改めて補正計上するものでございます。10 款教育費、6 項、1 目学校給食費につきましては、財源の組替えでございまして、学校給食事業に対して北海道からの支援金が交付されることになったことから、財源組替えを行うものでございます。7 ページにお戻りください。歳入でございます。12 款地方交付税 1 億 1,268 万 2,000 円の減額補正につきましては、前年度繰越金の確定による計上と歳出に特定財源などを充当し、地方交付税を減額することによりまして収支の均衡を図るものでございます。16 款国庫支出金、1 項、1 目民生費国庫負担金 736 万円の増額補正につきましては、歳出で説明いたしました、ぽぷらへの扶助費に対する国からの給付費負担金でございます。また 2 目国庫補助金 2,664 万

9,000円につきましては、歳入に説明いたしましたバス転換事業に関連する事業に対しての国からの補助金を計上するものでございます。17款道支出金、1項、1目民生費道負担金368万円につきましては、先ほど国庫支出金と同様に、ぽぷらへの扶助費に対する北海道から給付費負担金として交付を受けるものでございます。2項、4目農林水産業費道補助金16万8,000円は、歳出で説明いたしましたヒグマ対策に係る道からの補助金。その下の7目教育費道補助金につきましては、学校給食に対する道からの補助金でございます。20款繰入金、1項、4目ふるさとづくり基金2億1,790万3,000円の増額につきましては、歳出で説明いたしましたふるさと納税の先行受付した方々に対する返礼品の財源とするとともに、他の事業に財源として充てていた部分を整理した上で補正計上するものでございます。16目JR留萌本線代替輸送確保・跡地整備等推進基金繰入金につきましては、歳出でも説明しましたとおり、バス転換事業に対しまして国から補助金が交付されることを受けまして、当初財源としていた基金からの繰入金を減額するものでございます。21款繰越金1億1,358万4,000円につきましては、前年度繰越額の確定に伴います増額補正、22款諸収入、4項、5目の雑入355万1,000円の減額につきましては、バス転換事業に対し国庫補助金が交付されることを受けまして、先ほどの基金と同様に当初予定しておりました沿線自治体からの負担金を整理し減額補正するものでございます。以上、申し上げまして提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第48号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第20、議案第49号、令和8年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○和風園園長（山下広大和風園園長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、和風園園長。

○和風園園長（山下広大和風園園長）議案第49号、令和8年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。令和8年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和8年6月18日提出。町長名でございます。会議資料08-1、令和8年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）の2ページをお開きください。令和8年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）。令和8年度沼田町の養護老人ホーム特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,341万円と定める。2項については省略させていただきます。令和8年6月18日提出。町長名でございます。それでは今回の補正予算の内容についてご説明をいたします。平成16年に設置した厨房設備である食事の残飯等を処理するディスポーザーが老朽化により故障したものと利用者用のトイレの扉が老朽化により故障し、今回修繕料の増額補正予算として御提案させていただくものでございます。8ページ、歳出をご覧ください。2款事業費、1項、1目事業費、10節需用費143万円の増額でございますが、先ほど説明をさせていただいたとおり、厨房のディスポーザーの故障ですが、老朽化に伴う電気系統の故障によって、ディスポーザー、平成16年に設置していることから、部品供給というものがなく新しいものと交換をいたしております。また、利用者用のトイレ扉については、車椅子の方でも出入りのしやすい幅の広いつり戸の設計となっておりますが、つり戸金具の不具合、また扉の傷みにより開閉に支障が出ているため、修理に係る修繕料を増額計上したものでございます。内訳といたしまして、厨房ディスポーザーが11万3,000円、トイレ扉が2万9,000円となっております。4月下旬に両事案とも発生いたしまして、利用者の生活に影響が出ることから、急務であり、既に2款需用費修繕料で修繕をさせていただいております。6ページ、歳入をご覧ください。1款分担金及び負担金、1目負担金、1項、1節老人福祉費負担金143万円の増額につきましては、老人措置費、生活費を増額したものを財源としたものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第４９号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２１、議案第５０号、令和８年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）議案第５０号、令和８年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。令和８年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和８年６月１８日提出。町長名でございます。会議資料０９－１、令和８年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第１号）、２ページを御覧ください。令和８年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第１号）。令和８年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，４７３万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億２，９９７万４，０００円と定める。２項については省略させていただきます。令和８年６月１８日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容についてでございますが、令和７年度決算に伴う繰越金の確定と前年度の実績に基づきます介護給付費の国などへの返還金及び令和８年度介護報酬改定に伴う介護保険システム改修に要する諸経費を計上した補正内容となっております。７ページをご覧ください。歳出でございます。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、１２節委託料１００万１，０００円の増額補正でございますが、令和８年度介護報酬改定による負担限度額証交付のための交付のための基準額変更等によるシステム改修に要する経費でございます。（「説明終了」の声あり）ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第50号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第22、議案第51号、令和8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）議案第51号、令和8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。令和8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和8年6月18日提出。町長名でございます。会議資料10-1、令和8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、2ページをご覧ください。令和8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和8年度沼田町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,662万5,000円と定める。2項については省略させていただきます。令和8年6月18日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容についてご説明いたします。令和7年度決算に伴う繰越金の確定による保険税率の改正に基づく保険税の減額補正、税負担軽減を図るための基金の充当及び繰越金の増額補正と国民健康被保険者の出産件数が当初より多く見込まれるため、出産一時金の増額が主な内容となっております。8ページをご覧ください。（「説明省略」の発言する声あり）ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第51号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議

ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

（一般議案）

○議長（小峯聡議長）日程第23、議案第52号、令和8年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）議案第52号、令和8年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和8年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和8年6月18日提出。町長名でございます。会議資料11-1、令和8年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、2ページをご覧ください。令和8年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和8年度沼田町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,645万8,000円と定める。2項については省略させていただきます。令和8年6月18日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容につきましては、令和7年度決算に伴う繰越金の確定による補正処理をするものでございます。7ページをご覧ください。

（「説明省略」の発言する声あり）ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第52号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第24、議案第53号、令和8年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第53号、令和8年度沼田町水道事業会計補正予算について。令和8年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和8年6月18日提出。町長名でございます。会議資料の12-1、令和8年度沼田町水道事業会計補正予算（第1号）修正版の3ページをご覧ください。令和8年度沼田町水道事業会計補正予算（第1号）。総則、第1条、令和8年度沼田町の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。業務の予定量、第2条、予算第2条第4号を次のように改める。（4）主要な建設改良事業費を1億8,976万6,000円とするものでございます。資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文中括弧書中「1,953万2,000円」を「2,484万8,000円」に、「1,585万1,000円」を「1,722万4,000円」に、「368万1,000円」を「762万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款資本的収入、第1項企業債では、820万円を増額し、1億6,190万円とし、第2項工事負担金では、188万4,000円を増額し、572万円とし、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費において、1,540万円を増額し、1億8,976万6,000円とするものでございます。企業債、第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。起債の目的、配水設備等改良事業に係る起債限度額1億5,370万円を1億6,190万円に改めるものでございます。令和8年6月18日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容につきましては、資本的支出の建設改良費のうち、発注を予定している配水管の改修工事の設計準備を進めたところ、中東情勢の影響により、原料、ナフサなどの供給環境が悪化したことで、原材料メーカーによる減産や大幅な価格改定が行われたため水道資材を確保し、適切な施工を進めるために工事請負費を増額補正するとともに、財源となる資本的収入の企業債の増額と関連する国道275号線共成地区の配水管移設補償工事に係る工事負担金を増額補正することが主な内容でございます。9ページをご覧ください。下段の資本的支出から説明させていただきます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備改良費1,540万円の増額計上は、令和8年度に発注を予定している沼田第4地区配水管改修工事ほか3件の工事において、工事発注に向け設計準備を進めたところ、中東情勢の影響により原油、ナフサなどの供給環境が悪化したことで、原材料メーカーによる減産や大幅な価格改定が行われたた

め、水道資材を確保し、適切な施工を進めるための予算額が不足していることから、該当する工事請負費を増額補正するものでございます。上段の資本的収入について説明させていただきます。1款資本的収入、1項企業債、1目企業債820万円の補正計上及び2項工事負担金、1目工事負担金188万4,000円の補正計上は、下段でご説明させていただきました工事請負費の増額に伴い、その財源となる所要額を増額補正するものでございます。なお、補正額の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額531万6,000円は、当年度分の消費税及び地方消費税、資本的収支調整額140万円及び過年度分の損益勘定留保資金391万6,000円で補填いたしますので申し添えます。以上、提案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第52号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

（人 事 案 件）

○議長（小峯聡議長）日程第25、同意第2号、農業委員会委員の任命についてから日程第36、同意第13号の農業委員会委員の任命についてまでの12件を一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第25から日程第36までを一括議題とすることに決定しました。日程第25、同意第2号、農業委員会委員の任命についてから日程第36、同意第13号、農業委員会委員の任命についてまでを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）同意第2号から同意第13号の農業委員会委員の任命について

を一括して提案説明をさせていただきます。農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会法の改正により、平成29年の改選から、町議会の同意を得て、町長による任命制に制度改正が図られており、現農業委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となりますことから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、提案をさせていただきます候補者につきましては、沼田町農業委員候補者評価委員会において、候補者の評価が行われ、その結果、候補者12名は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進及び農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適正に行うことができる者として、評価委員会より報告を受けております。それでは、同意をいただく方々に関して、一括して提案をさせていただきます。御1人目は、住所が沼田町南一条4丁目5番1号、氏名、吉田春美氏。生年月日、ご覧のとおりです。推薦理由につきましては、吉田氏は利害関係のない者として一般枠により推薦を受けた方ですが、現在1期目の農業委員としてご活躍をいただいております。町内で印刷業に40年以上にわたり従事し、平成19年からは会社の代表を務められ、この間、沼田町商工会役員及び本町情報公開・個人情報保護審査会委員並びに行政不服審査会委員を務めていただくとともに、多くの地域団体の役員を歴任されるなど幅広く地域振興に尽力いただいております。農業を基幹産業とする本町において、女性の立場から商業と農業の橋渡し役などを通じ、将来に向けた農業振興の一翼を担っていただける方で、農業委員会業務に貢献できる方であります。御2人目は、沼田町字東予1080番地、青木和幸氏、昭和44年2月16日生まれ57歳です。青木氏は、沼田町土地改良区より農業委員として団体推薦を受けた方で、現在1期目の農業委員としてご活躍をいただいております。農事組合長、土地改良区総代、用水管理組合長などを歴任され、現在、土地改良区理事長代理を務められており、農業情勢に精通され、農業委員会業務に貢献できる方であります。3人目は、沼田町字共成197番地、横山昌利氏、昭和48年7月17日生まれ52歳です。横山氏は、北いぶき農業協同組合より農業委員として今回新たに団体推薦を受けた方で、北いぶき農業協同組合青年部部長、北いぶき農業協同組合理事等を歴任され、現在、北いぶき農業協同組合沼田地区代表理事を務められているなど農業情勢に精通され、農業委員会業務に貢献できる方であります。4人目は、沼田町字北竜205番地、和泉浩司氏、昭和49年3月14日生まれ52歳です。和泉氏は、沼田西部農事組合より団体推薦を受け、現在2期目の農業委員であり、今期は会長職務代理としてご活躍をいただいております。長年農業に従事し、地域の信頼も厚く、農業委員会業務に貢献できる方であります。5人目は、沼田町字恵比島108番地68、高橋博紀氏、昭和42年3月14日生まれ59歳です。高橋氏は、沼田西部農事組合より団体推薦を受け、現在1期目の農業委員としてご活躍をいただいております。農事組合長、スノークールライスファクトリー施設運営委員などを

歴任され、長年農業に従事し、地域の信頼も厚く、農業委員会業務に貢献できる方
あります。6人目は、沼田町字共成49番地、加葉田征二氏、昭和48年3月29日
生まれ53歳です。加葉田氏は、沼田東部東農事組合より、今回新たに農業委員とし
て団体推薦を受けた方ですが、長年農業に従事し、地域の信頼も厚く、農業委員会業
務に貢献できる方であります。7人目は、沼田町字東予1556番地、中村宗寛氏、
昭和42年8月5日生まれ58歳です。中村氏は、沼田東部東農事組合より団体推薦
を受け、現在3期目の農業委員であり、今期は会長としてご活躍をいただいております、
長年農業に従事し、地域の信頼も厚く、農業委員会業務に貢献できる方であります。
8人目は、沼田町字高穂105番地54、柴田明氏、昭和44年1月25日生まれ5
7歳です。柴田氏は、沼田中部農事組合より団体推薦を受け、今回新たに農業委員と
して団体推薦を受けた方ですが、沼田町農民協議会委員長などを歴任され、長年農業
に従事し、地域の信頼も厚く、農業委員会業務に貢献できる方であります。9人目は、
沼田町字沼田107番地75、平山文博氏、昭和46年2月15日生まれ55歳で
す。平山氏は、沼田中部農事組合より今回新たに農業委員として団体推薦を受けた方
ですが、長年農業に従事し、地域の信頼も厚く、農業委員会業務に貢献できる方であ
ります。10人目は、沼田町南一条7丁目6番12号、瀧本則光氏、昭和44年5月
20日生まれ57歳です。瀧本氏は、沼田中部農事組合より団体推薦を受け、現在1
期目の農業委員としてご活躍をいただいております、長年農業に従事し、地域の信頼も厚
く、農業委員会業務に貢献できる方であります。11人目は、沼田町南一条4丁目9
番12号、吉本祐司氏、昭和54年2月19日生まれ47歳です。吉本氏は、沼田東
部西農事組合より団体推薦を受け、現在1期目の農業委員としてご活躍をいただい
ており、長年農業に従事し、地域の信頼も厚く、農業委員会業務に貢献できる方であ
ります。12人目は、沼田町字高穂102番地278、矢内真也氏、昭和49年1月
26日生まれ52歳です。矢内氏は、沼田東部西農事組合より今回新たに農業委員と
して団体推薦を受けた方ですが、農事組合長、沼田町散布組合組合長などを歴任さ
れ、長年農業に従事し、地域の信頼も厚く、農業委員会業務に貢献できる方でありま
す。以上12名の方々は、識見、人格ともにまさに適されておりますことを申し上げ、
農業委員会委員の任命についてご提案申し上げます。令和8年6月18日提出。沼田
町長横山茂。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませ
んか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入
ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。同意第２号から同意第１３号まで一括して採決いたします。お諮りいたします。同意第２号から同意第１３号までの１２件について同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、同意第２号、農業委員会委員の任命についてから同意第１３号、農業委員会委員の任命についてまでの１２件について同意することに決定しました。

（人 事 案 件）

○議長（小峯聡議長）日程第３７、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（横山茂町長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。現人権擁護委員であります渡部順子氏の任期が令和８年９月３０日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第６条第３項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。推薦する方は、住所が沼田町旭町２丁目４番３１号、氏名が篠原毅氏、生年月日は昭和３５年１月１６日生まれ６６歳であります。篠原氏は、昭和５３年４月より沼田町役場に奉職後、令和４年３月末までの長きにわたり地方行政での経験があり、識見、人格ともにまさに適しておりますので、ご提案を申し上げます。令和８年６月１８日提出。沼田町長横山茂。以上、御同意いただきますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。諮問第１号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、諮問第１号は同意することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。本日の会議時間は、全ての議事日程が終了するまであらかじめ延長いたします。議事日程の追加についてお諮りいたします。町長より議案 4 件、議会より陳情 2 件が追加案件として提出されました。この際これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって日程第 38、議案第 54 号、町道更新幹線舗装補修工事の請負契約について、日程第 39、議案第 55 号、緑町団地 B 棟長寿命化改修工事の請負契約について、日程第 40、議案第 56 号、配水池等計装装置更新工事（更新ポンプ場）の請負契約について、日程第 41、議案第 57 号、沼田浄化センター耐震補強・屋根改修工事の請負契約について、日程第 42、陳情第 1 号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情について、日程第 43、陳情第 2 号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情について、以上 6 件を日程に追加することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第 38、議案第 54 号、町道更新幹線舗装補修工事の請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第 54 号、町道更新幹線舗装補修工事の請負契約について、下記のとおり、請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の 10 % 以内において変更することができる。記、1、契約の目的、町道更新幹線舗装補修工事、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約金額 7,678 万円、4、契約の相手方、札幌市東区北 8 条東 1 丁目 1 番 53 号、北央道路工業株式会社、代表取締役社長、鈴木善人、5、工事場所、沼田町字更新、字共生、6、工期、本契約締結通知日から令和 8 年 10 月 30 日まで、令和 8 年 6 月 18 日提出、町長名でございます。本工事の概要についてご説明申し上げます。今回、舗装補修工事を実施する更新幹線は、高穂第 2 会館から更新 3 地区、更新 2 地区を經由し、共成駐在所付近の国道 275 号線との交差点までの経路で、昭和 53 年に町道認定された総延

長 6, 143.74 m、幅員 7.5 m の幹線道路であります。現在の舗装が経年による劣化や凍害による痛みによりひび割れが広範囲に進んでいることから、舗装補修計画に基づき、5 期目として年次的に実施するものであります。本工事の主な内容は、道路延長 1,000 m、幅員 6.0 m において舗装の打替えを行うものでございます。工事区間は、更新地区の更新 2 号橋との交差点手前 100 m 付近から、共成地区の町道安達幹線との交差点付近までを予定しております。なお、今回の契約に当たっての入札は、沼田町の指名入札参加資格者名簿に搭載されている業者のうち、これまでの実質から 3 社を指名し、指名競争により実施しました。次のページには、資料といたしまして、入札参加業者を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、町道更新幹線舗装工事の概要説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第 54 号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。予定、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第 39、議案第 55 号、緑町団地 B 棟長寿命化改修工事の請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第 55 号、緑町団地 B 棟長寿命化改修工事の請負契約について、下記のとおり、請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項、第 5 号の規定によって議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い、必要があるときは、請負い金額の 10 % 以内において変更することができる。記、契約、1、契約の目的、緑町団地 B 棟長寿命化改修工事、2、契約の方法、一般競争入札、3、契約金額、1 億 3,970 万円、4、契約の相手方、雨竜郡沼田町南 1 条 3 丁目 6 番

62号、広進工業株式会社、代表取締役、広野辰也、5、工事場所、沼田町緑町、緑町団地B棟、6、工期、本契約締結通知日から令和8年12月18日まで、令和8年6月18日提出、町長名でございます。本工事の概要についてご説明申し上げます。今回、長寿命化に向けた改修工事を行う公営住宅は、平成9年度に建設し、築29年を経過した1棟18戸の公営住宅で、沼田町第6次総合計画及び沼田町公営住宅等長寿命化計画に基づき、入居者の安全性確保を図るため、屋上防水や外壁の長寿命化などの改修を、社会資本整備総合交付金を活用し実施するものであります。本工事の主な内容は、共同住宅1棟の屋上防水改修699平方メートル、外壁改修1,677平方メートルのほか、脱炭素社会対応型の改修として、内窓改修114箇所、廊下等LED化50箇所、カーポート屋根へのガルバニウム鋼板の被せ割り297平米などを行うものであります。なお、今回の計画に当たっての入札は、一般競争入札により実施しており、5月25日に公告し、5月26日から6月10日まで入札参加の申込みを受付けし、2社により6月17日に入札を実施しました。参考までに、入札の参加資格は、沼田町の指名入札参加資格者名簿に登録されており、北空知管内、深川市、沼田町、秩父別町、妹背牛町、北竜町に、本社または支店等を有し、これまでの実績を判断する基準として、過去10年間にこの工事とは同種の施工を行った実績を有していることを主な条件といたしました。次のページには資料といたしまして、入札参加業者を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、緑町団地B棟長寿命化改修工事の概要説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第55号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第40、議案第56号、配水池等計装装置更新工事（更新

ポンプ場)の請負契約についてを議題といたします。提案理事の説明を求めます。

○建設課長(瀧本周三建設課長) はい、議長。

○議長(小峯聡議長) はい、建設課長。

○建設課長(瀧本周三建設課長) 議案第56号、配水池等計装装置更新工事(更新ポンプ場)の請負契約について、下記のとおり、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項、第5号の規定によって議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い、必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。記、1、契約の目的、配水池等計装装置更新工事(更新ポンプ場)、2、契約の方法、特命随契。3、契約金額、6,039万円、4、契約の相手方、札幌市東区北24条東2丁目5番15号、北海道三菱電気販売株式会社、代表取締役、田中厚氏、5、工事場所、沼田町南1条3丁目、字更新、6、工期、本契約締結通知日から令和9年3月12日まで、令和8年6月18日提出、町長名でございます。本工事の概要についてご説明申し上げます。今回の配水池等における計層装置の更新工事におきましては、昭和59年に整備をした計装装置を、平成24年度までに部分的な修繕や部品の交換、更新等により運転してまいりましたが、電気設備等は法定対応年数を超過し、併せて部品などの確保が困難な状態となってきたため、令和4年度から令和7年度までの計画で終えることのできなかった更新ポンプ場計装装置の更新を実施するものでございます。本工事の主な内容は、更新ポンプ場の電装装置、電力関係の分電板等、水位計、流量計、圧力計などの計器類の更新を行うものでございます。なお、今回の契約に当たっての入札は、北海道三菱電機販売株式会社が、これまで電気設備及び計装装置の導入から更新までの実績を有していること、既存システム体制を継続できること、費用の増加を抑えることや工事の短縮を図れることから、地方自治法施行令第167条の2、第1項、第2号に基づく競争入札に適していないものと判断し、これらの実績からも現場や設備の状況を十分に把握しており、スムーズな設工が見込まれることから、沼田町財務局第120条第1項、第1号に基づき随意契約を行うため、一社特命により、6月18日に見積合わせを実施しております。以上、配水池等計装装置更新工事(更新ポンプ場)の概要説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑なしと認め、配水池等計装装置更新工事(更新ポンプ場) 質疑。

○議長(小峯聡議長) 大沼議員。

○8番(大沼恒雄議員) 工事場所が南1条3丁目と、字更新となっているんだけど、これはどういう意味なんですか。

○議長(小峯聡議長) はい、建設課長。

○建設課長(瀧本周三建設課長) まず南1条3丁目につきましては、役場建設課の事

務所のほうに通報装置がございまして、そちらの変更も一部変更になるために、南1条3丁目で入れております。あと、更新ポンプ場の所在地が字更新に位置しておりますので、この2か所の表示をさせていただいております。

○議長（小峯聡議長）はい、大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）そうすると、今回のこの見積りというのは、その2か所の見積りが出ているんですか。

○議長（小峯聡議長）はい、建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）2か所で合わせてのを契約となつてございます。

○8番（大沼恒雄議員）あ、了解。分かりました。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）はい、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第56号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第41、議案第57号、沼田浄化センター耐震補強・屋根改修工事の請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第57号、沼田浄化センター耐震補強・屋根改修工事の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条、第1項、第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。記、1、契約の目的、沼田浄化センター耐震補強・屋根改修工事、2、契約の方法、一般競争入札、3、契約金額、9,207万円、4、契約の相手方、深川市5条11番9号、寺岡工務株式会社、代表取締役社長、岩渕賢二、5、工事場所、沼田町字沼田、6、工期、本契約締結通知日から令和8年12月18日まで、令和8年6月18日提出、町長名でございます。本工事の概要について、ご説明申し上げます。今回、耐震補強

及び屋根の改修工事を行う沼田浄化センターにつきましては、平成４年度、平成１０年度、平成１１年度に整備し、整備から２７年以上を経過しており、令和２年度に策定した沼田町ストックマネジメント計画、並びに令和３年度に実施した管理棟の耐震診断結果に基づき、令和７年度に実施設計を行い、今年度、社会資本整備総合交付金を活用し、更新工事を実施するものでございます。本工事の主な内容は、耐震診断結果により、耐震性能を満足していない管理棟の１階及び２階の窓などの開口部分を閉塞すること、施設内のＲＣ壁を新設、耐震補強することがメインとなっております。また、このほかに、オーディー棟と最終沈殿池の既存屋根にフッ素鋼板を吹き、また、オーディー棟の屋根に雪割りを新設するものでございます。なお、今回の計画に当たっての入札は、一般競争入札により実施しており、５月２８日に公告し、５月２８日から６月１１日まで入札の参加の申込を受付けし、申込のあった２社により６月１７日に入札を実施してございます。参考までに入札の参加資格は、沼田町の競争入札参加資格者名簿に登録されており、北空知管内、深川市、沼田町、秩父別町、妹背牛町、北竜町に本店または支店等を有し、これまでの実績を判断する基準として、過去１０年間に当該工事と同種の施工実績があることを主な条件といたしました。次のページには、資料といたしまして入札参加業者を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、沼田浄化センター耐震補強屋根改修工事の概要説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）はい、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第５７号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第５７号は、原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第４２、陳情第１号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。お諮りいたします。本陳情については、会議規則第９２条の２項の規定により、委員会付託を

省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮りいたします。陳情第1号は、採択することに決定して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御異議なしと認めます。よって、本陳情は採択することに決定しました。

(一 般 議 案)

○議長(小峯聡議長) 日程第43、陳情第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。本陳情については、会議規則第92条の2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮りいたします。陳情第2号は、採択することに決定して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択することに決定しました。ここで暫時休憩いたします。

午後 5時03分 休憩

午後 5時03分 再開

○議長(小峯聡議長) それでは、再開いたします。議事日程の追加についてお諮りいたします。先ほど採択されました陳情に伴う意見書案2件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議あ

りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第４４、意見案第１号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書案について、日程第４５、意見案第２号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案について、以上２件を日程に追加することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第４４、意見案第１号、日本政府に核兵器禁止条約参加・調印・批准を求める意見書案についてを議題といたします。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮りいたします。本案は、原案のとおり、関係機関に提出することに決定して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第１号は、原案のとおり、関係機関に提出することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第４５、意見案第２号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書提出を求める意見書案についてを議題といたします。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮りいたします。本案は、原案のとおり、関係機関に提出することに決定して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第２号は、原案のとおり、関係機関に提出することに決定しました。

（ 閉 会 宣 言 ）

○議長（小峯聡議長）以上で、本定例会に附議された事件は、全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これにて、令和8年第2回沼田町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後 5時06分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小 峯 聡

署名議員 長野 時敏

署名議員 大 沼 恒雄